

富士見町子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～令和6年度）

令和元年2月

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景および趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	6
1. 人口・世帯の動向	7
2. 家庭の状況	11
3. 子育て支援サービスの状況	14
4. 子育て支援へのニーズ	19
5. 第1期計画の達成状況	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念（目指すまちの姿）	25
2. 計画の基本目標	26
3. 施策の体系	28
第4章 施策の推進	29
基本目標1 子どもを健やかに産み育てる環境づくり	30
基本目標2 家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実	40
基本目標3 子どもの主体性を引き出す体験・教育の推進	50
第5章 量の見込みと確保方策	57
1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域	58
2. 量の見込みと確保方策	61
第6章 計画の推進に向けて	75
1. 計画推進体制	76
2. 計画の進捗管理	76
資料編	77
富士見町子ども・子育て支援に関する調査の概要	78

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景および趣旨

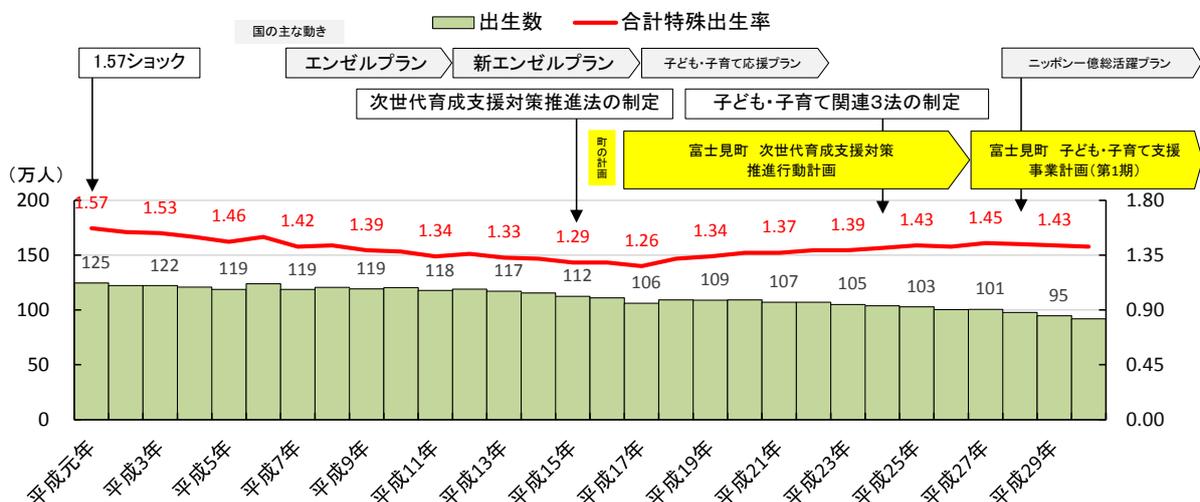
本町の子ども・子育て分野の施策は、全国的な少子化の流れを受けた国の少子化対策の流れを踏まえながら、展開されてきました。

平成元年に、全国の合計特殊出生率がそれまでの統計上、最低の値となった「1.57ショック」を契機に、国による子どもを生み育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化され始めました。平成15年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」（以下、次世代法）が制定されました。また、平成24年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連3法」が制定されました。さらに、近年は「希望出生率1.8」の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」をはじめとする、出産や就労等の子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されています。

本町では、次世代法を受けて「富士見町次世代育成支援対策推進行動計画」（平成17～26年度）（以下、次世代計画）を策定し、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援してきました。また、平成27年度には、子ども・子育て支援法を受けて「富士見町子ども・子育て支援事業計画」（平成27～令和元年）（以下、子ども・子育て計画）を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を充実させてきました（次世代法が平成26年に改正され有効期限が10年延長されたことを受けて、本町の子ども・子育て計画は次世代計画の施策・事業を引き継いだ内容になっています）。

このような背景を踏まえて、第1期の子ども・子育て計画を継承し、新たに第2期の子ども・子育て計画を策定して、本町に生まれ成長する子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を、さらに充実し（幼児教育・保育の無償化、子育て世代地域包括センター機能の構築等）、体系的に推進していきます。

図 1 全国の合計特殊出生率と国の少子化対策の動き



2. 計画の性格と位置づけ

(1) 根拠法

本計画は、子ども・子育て支援法および次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置づけられます。2つの法律に基づく事項を1つの計画書としてまとめる本計画は、本町の子ども・子育て分野の施策・事業を網羅的かつ体系的にまとめる計画としての性格を持ちます。

図 2 計画の根拠法と記載事項

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
記載事項	≪基本的記載事項≫ <ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容 ≪任意記載事項≫ <ul style="list-style-type: none"> ● 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導および知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 	1) 地域における子育ての支援 2) 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4) 子育てを支援する生活環境の整備 5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6) 子どもの安全の確保 7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

図 2 子ども・子育て支援の意義のポイント

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

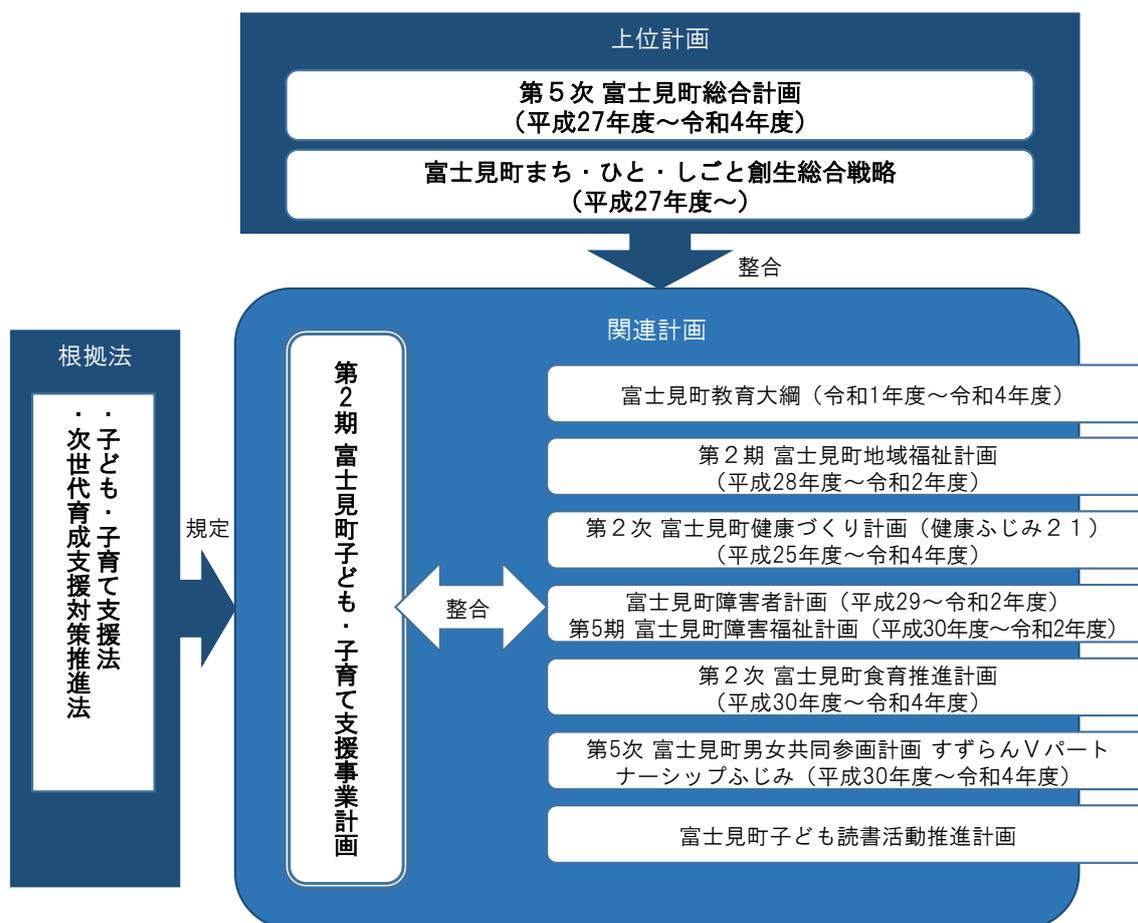
子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

(2) 富士見町における他計画との関係

本計画は、本町が目指すまちの姿やそれを実現するための政策・施策の方向性が示されている第5次富士見町総合計画を上位計画とし、子ども・子育て分野の施策・事業の方向性を詳細に示す計画と位置づけられます。

子ども・子育て分野に関係する、本町の各分野の関連計画と連携・整合させながら、施策・事業を展開していきます。

図 3 富士見町における他計画との関係



3. 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね11歳）と子育て家庭（左記子どものいる家庭）であり、幼児期の教育・保育をはじめとする、様々な施策・事業が記載されています。

なお、これらの施策・事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるため、子どもや子育て家庭以外の住民に向けた施策・事業も記載されています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また令和6年度中に計画の見直しを行い、令和7年度を始期とする第3期計画を策定します。

なお計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

図 4 計画の期間

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
計画	富士見町 次世代育成支援対策推進行動計画										富士見町 子ども・子育て支援 事業計画（第1期）				富士見町 子ども・子育て支援 事業計画（第2期）					

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1. 人口・世帯の動向

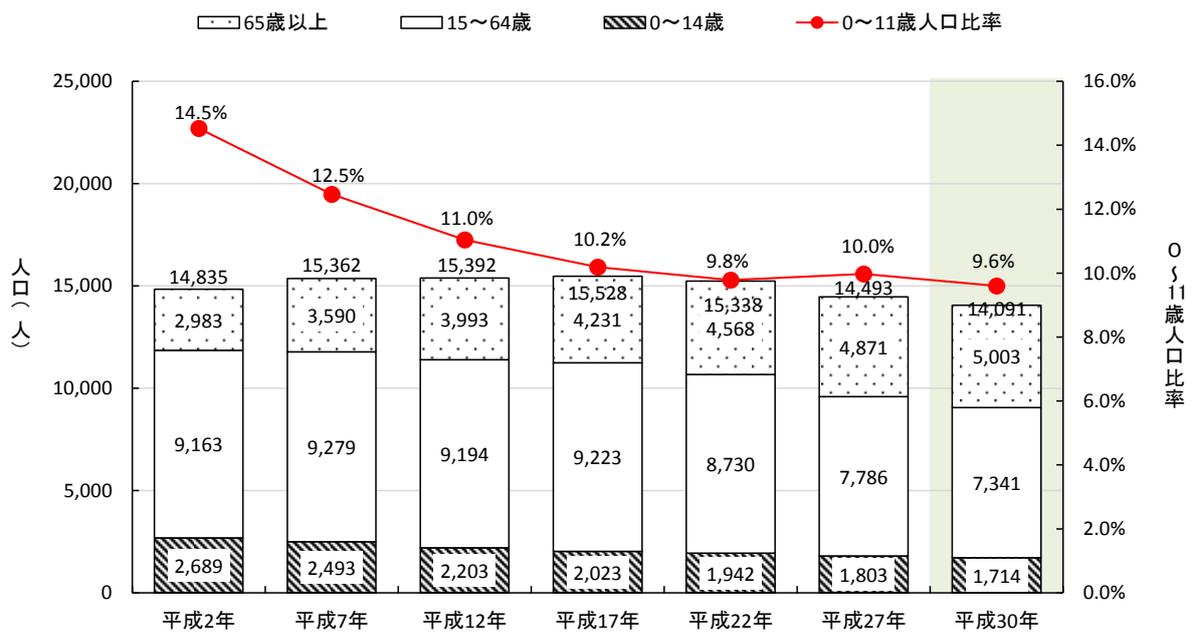
(1) 人口の推移

平成2年からの富士見町の人口推移をみると、総人口は約1万5,000人で横ばいを続けていましたが、平成27年には1万4,493人、平成30年には1万4,091人と、近年は減少傾向に移っています。18歳未満人口が平成2年から減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいるといえます。

また総人口のうち、本計画の主な対象である0歳から11歳の子ども人口の占める割合をみると、平成2年から平成17年にかけて14.5%から10.2%と大きく減少していますが、その後は10%前後で推移しています。

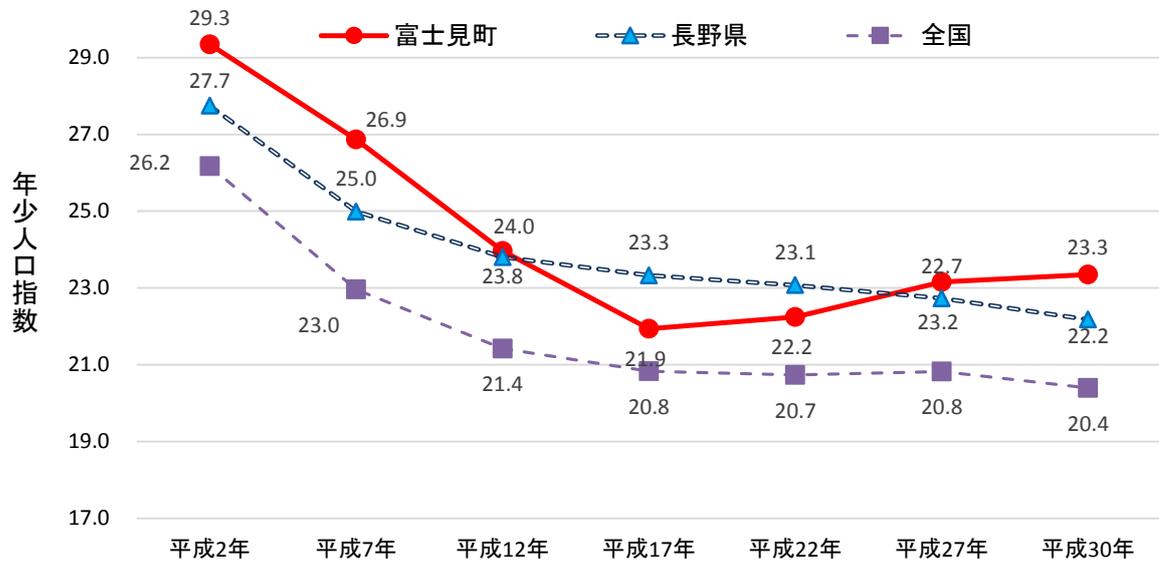
年少人口指数の推移を見ると、本町は平成17年に長野県の水準よりも低下しましたが、その後回復し、平成30年には23.3%と、国および長野県の水準を上回っています。

図 5 総人口と0～11歳人口の割合



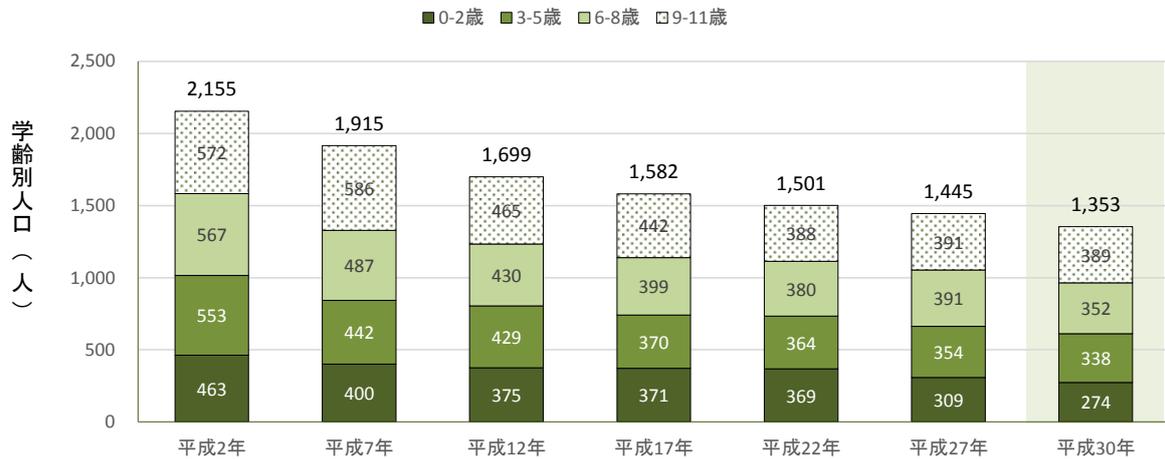
出典：長野県毎月人口異動調査（各年10月1日、0～11歳人口比率のみ4月1日）

図 6 年少人口指数の推移



出典：国勢調査、長野県毎月人口異動調査（各年10月1日）

図 7 学齢別人口の推移



出典：長野県毎月人口異動調査（各年4月1日）

(2) 出生の動向

本町の出生率は、平成7年は10.3%で国および長野県の水準を上回っていましたが、平成12年には7.7%に低下し、以降は国および長野県の水準より低くなっています。

図 8 出生率の動向

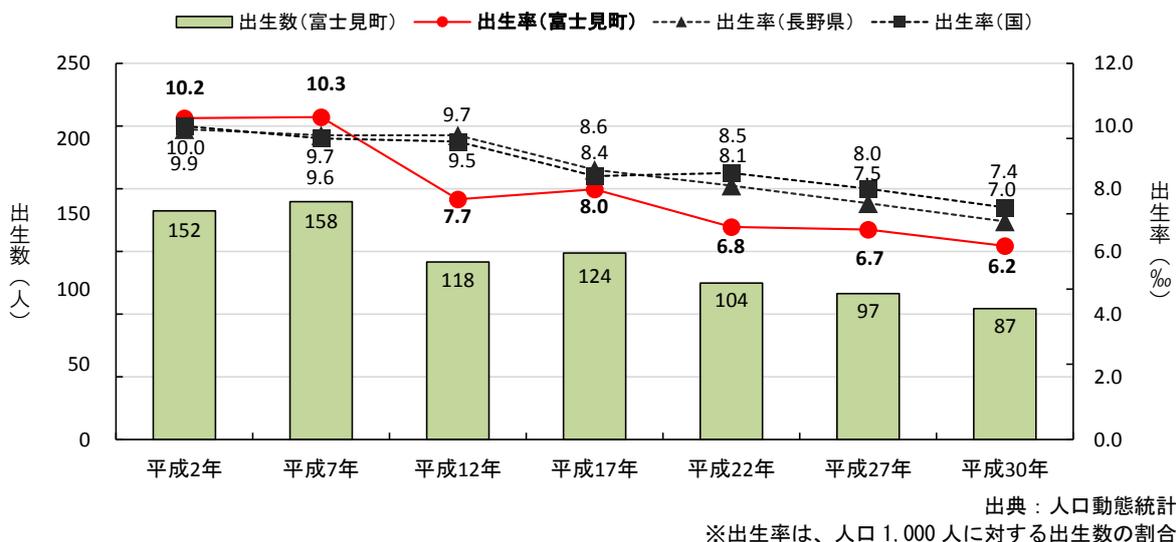


図 9 県内77市町村の出生率比較

順位	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	自治体名	出生率	自治体名	出生率	自治体名	出生率	自治体名	出生率
1	南箕輪村	10.5	売木村	12.5	南牧村	9.4	南箕輪村	8.5
2	山形村	9.9	南箕輪村	11.5	南箕輪村	9.2	野沢温泉村	8.3
3	阿智村	9.2	諏訪市	8.9	根羽村	8.7	泰阜村	8.1
4	諏訪市	9.1	塩尻市	8.8	喬木村	8.5	東御市	8.0
5	松本市	8.7	松本市	8.6	麻績村	8.5	松本市	7.8
6	川上村	8.7	飯田市	8.2	原村	8.4	朝日村	7.8
7	木祖村	8.2	駒ヶ根市	8.1	塩尻市	8.2	飯田市	7.7
8	飯田市	8.2	箕輪町	8.1	諏訪市	8.1	塩尻市	7.7
9	宮田村	8.2	長野市	7.8	飯田市	8.0	山形村	7.6
10	下條村	8.0	泰阜村	7.8	中野市	7.8	諏訪市	7.6

	平成27年順位	出生率	平成28年順位	出生率	平成29年順位	出生率	平成30年順位	出生率
富士見町	37	6.7	36	6.5	38	6.0	40	6.2

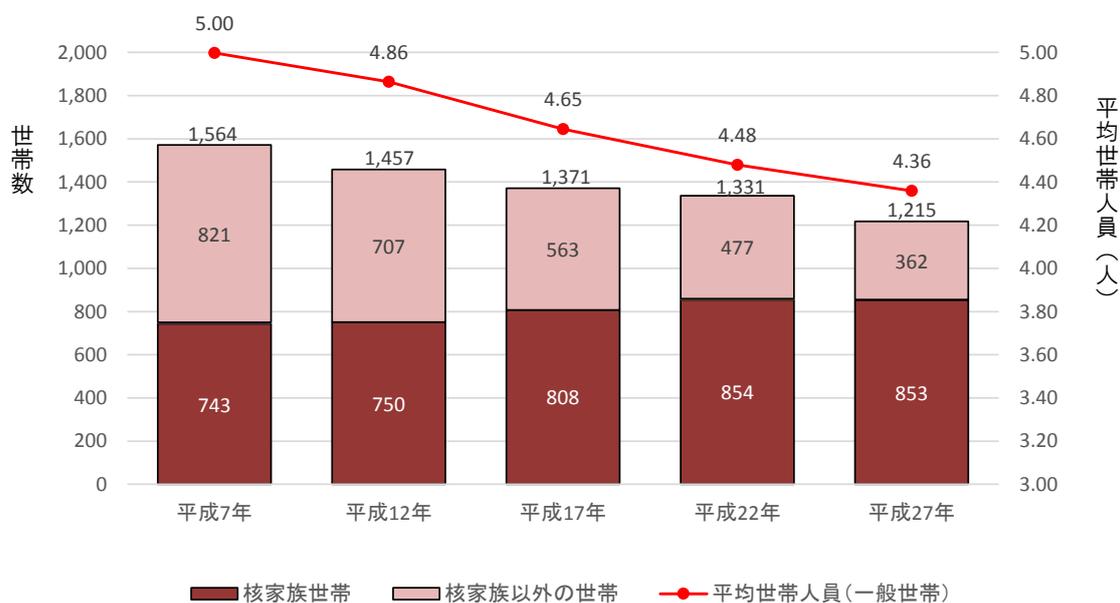
出典：人口動態統計

(3) 18歳未満の子どものいる世帯の状況

本町における18歳未満の子どものいる世帯の状況をみると、世帯総数は平成7年の1,564から減少傾向が続いており、平成27年には1,215となっています。

このうち核家族世帯の数をみると、平成7年の743（全世帯の47.5%）から増加傾向にあり、平成27年には853（全世帯の70.2%）になっています。また平均世帯人数は、平成2年の5.00人から減少しており、平成27年には4.36人になっています。

図 10 18歳未満の子どものいる世帯数と平均世帯人員の推移



出典：国勢調査

2. 家庭の状況

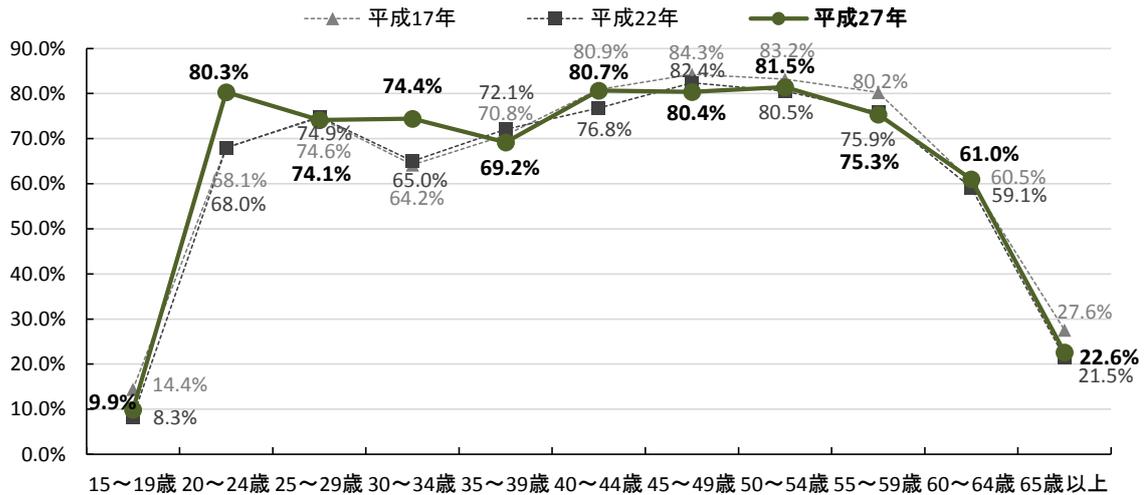
(1) 女性の就業状況

本町の女性の就業率を、平成17年と平成27年で年齢別に比較すると、30～34歳の就業率は、平成17年の64.2パーセントから平成30年の74.4パーセントへ増加しており、女性の就業状況の特徴と言われるいわゆる「M字カーブ」が緩やかになっています。

また母親の就業状況を5年前と比較すると、フルタイムで就労する母親の割合は未就学児の母親で33.7%から37.1%に、小学生の母親で35.1%から51.7%に増えています。また、フルタイム以外で働いている母親のうち「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」としている割合は、未就学児の母親で9.9%から18.9%に、小学生の母親で0%から11.8%に増えています。

①女性の年齢階級別就業率

図 11 女性の年齢階級別就業率の推移

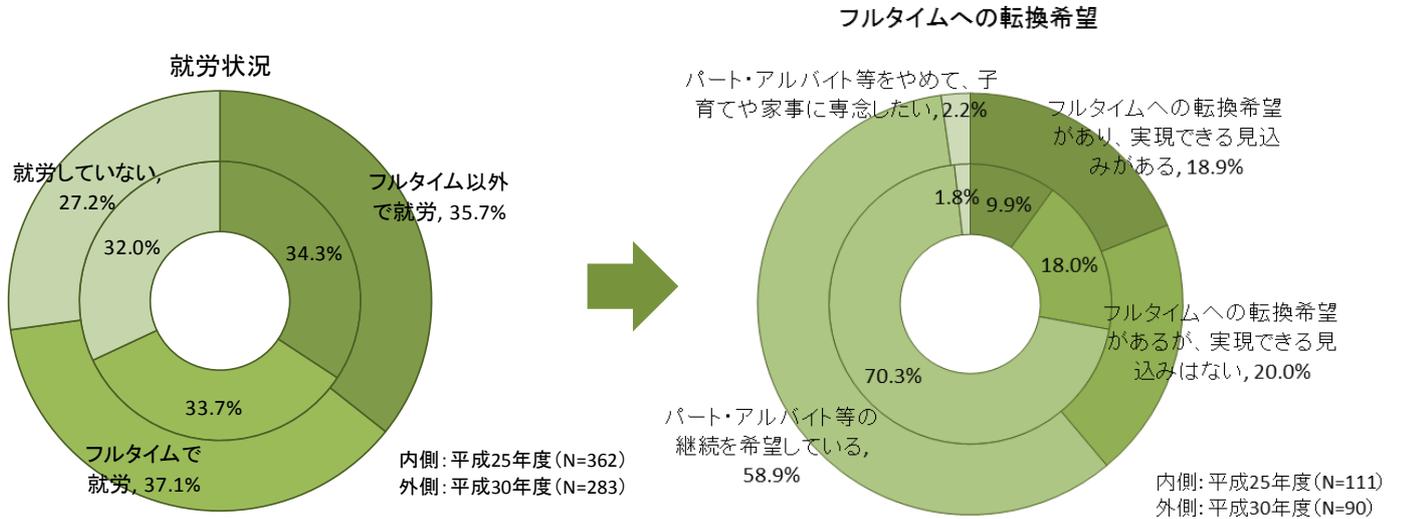


出典：国勢調査

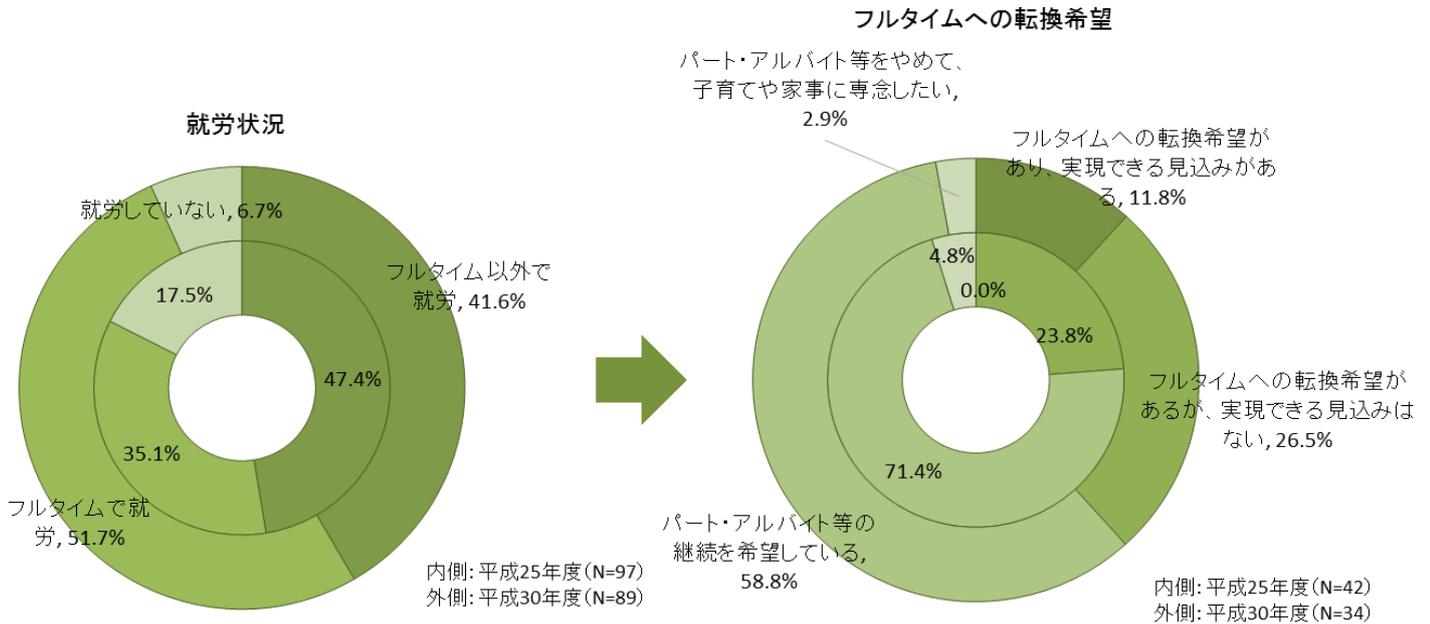
②母親の就労状況

図 12 母親の就労状況およびフルタイムへの転換希望（単一回答）

未就学児



小学生

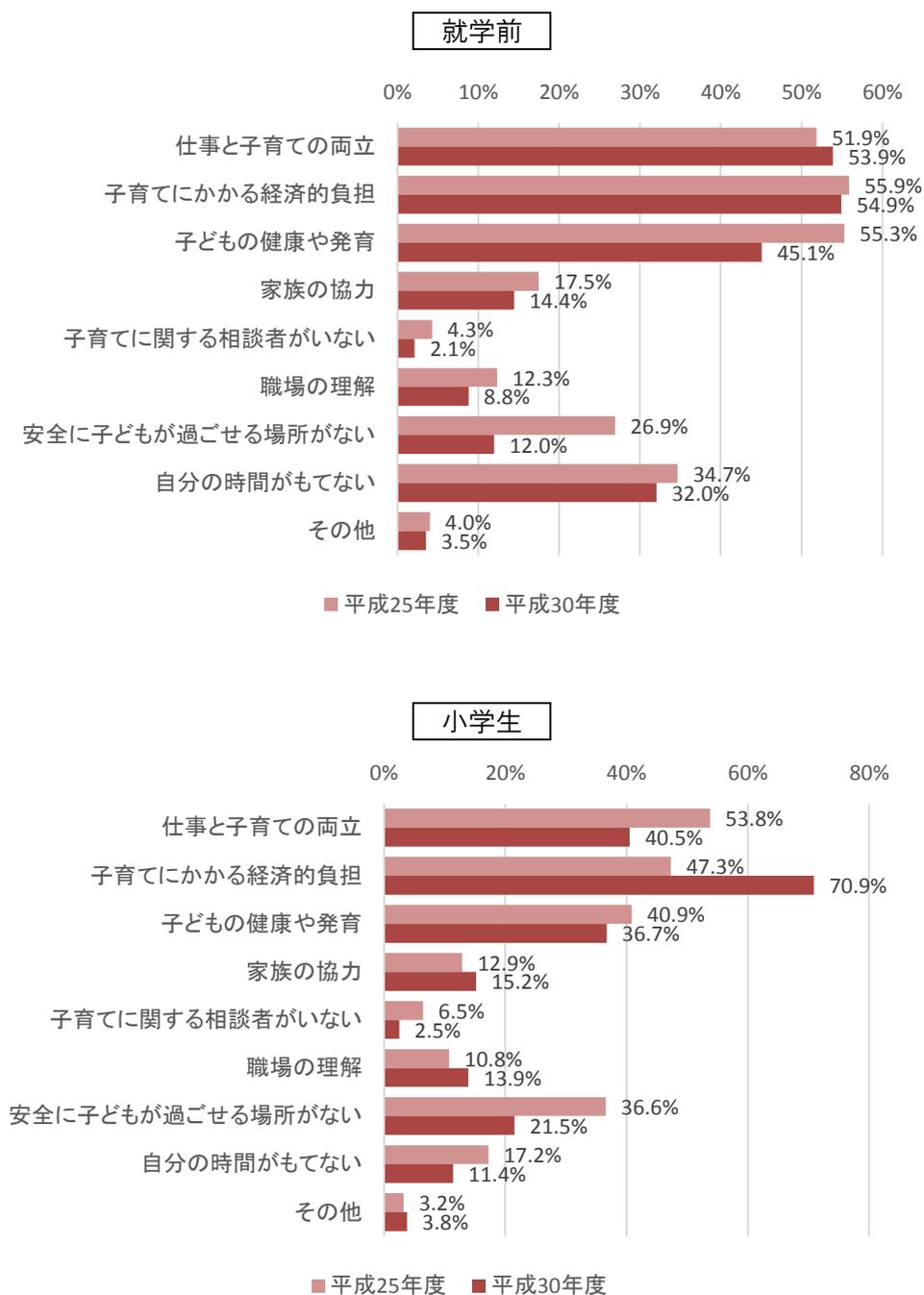


出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成25・30年度）

(2) 子育てにおける不安

住民アンケートにおいて、子育てする上での不安を聞いた結果を5年前と比較すると、未就学児の親では、「仕事と子育ての両立」に不安を感じる割合が増加しています（51.9%から53.9%、他の項目はすべてこの5年で減少）。また小学生の親では、「子育てにかかる経済的負担」に不安を感じる割合が大きく増加しており（47.3%から70.9%）、加えて「家族の協力」「職場の理解」についての不安もそれぞれ増加しています（12.9%から15.2%、10.8%から13.9%）。

図 13 子育てする上での悩みや不安



出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成25・30年度）

3. 子育て支援サービスの状況

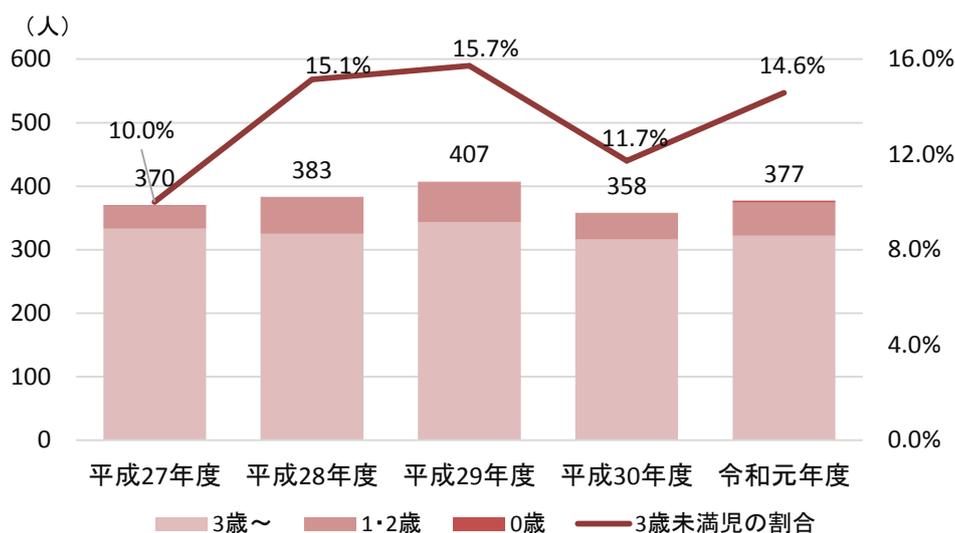
(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

保育所の入所児童数は年度によって増減がありますが、概ね横ばいの状況にあります。

年齢別の入所割合をみると、1・2歳児の入所児童数が増加傾向にあり、3歳未満児の利用割合が増えています（平成27年度には10.0%、平成31年度には14.6%）。

図 14 公立保育所の年齢別入所児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳～	333	325	343	316	322
1・2歳	36	58	63	42	52
0歳	1	0	1	0	3
合計	370	383	407	358	377
3歳未満児の割合	10.0%	15.1%	15.7%	11.7%	14.6%

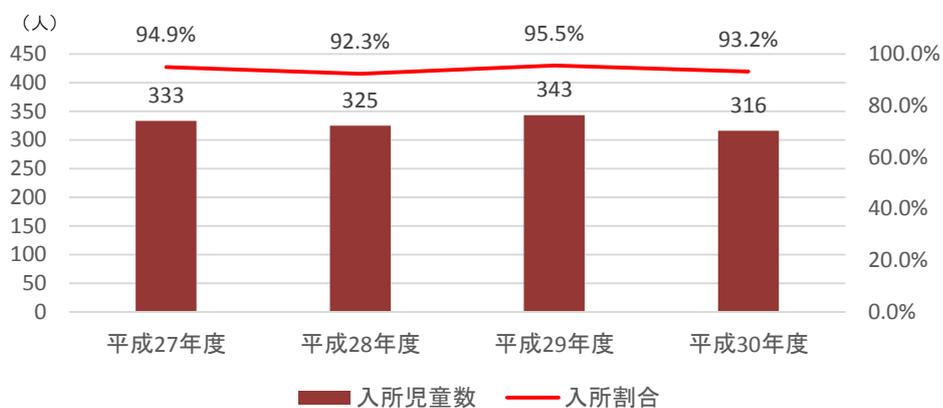


出典：実績（各年4月1日現在）

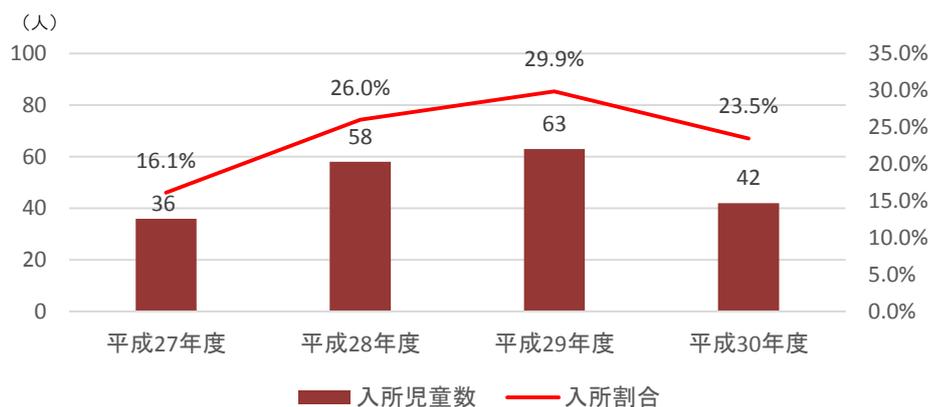
＜参考データ＞

図 15 年齢別の入所児童数および入所割合の推移

■ 3～5歳



■ 1・2歳



■ 0歳



出典：実績（各年度末現在）、長野県毎月人口移動調査（翌年度4月1日）

※ここでは便宜上、各年度末時点の年齢別の入所児童数を、翌年度4月1日時点の「長野県毎月人口異動調査」における年齢別人口で割った数値を「入所割合」として示した。

図 16 今後利用したい幼児期の定期的な教育・保育サービス

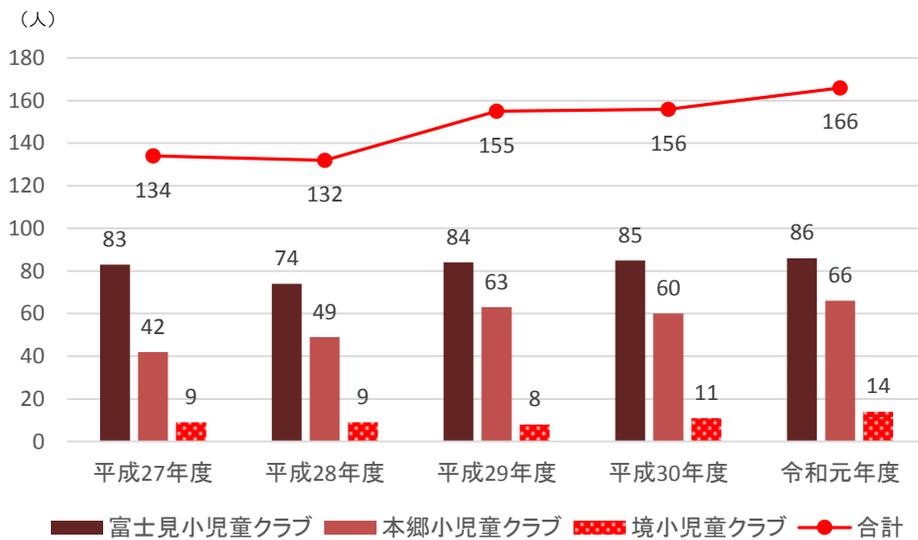
	0歳児	0-1歳児	1-2歳児	2-3歳児	年少	年中	年長	町全体
認可保育所（保育園）	93.3%	90.2%	81.8%	92.7%	91.3%	91.9%	87.1%	90.0%
幼稚園	6.7%	2.4%	18.2%	2.4%	2.2%	2.7%	6.5%	5.4%
幼稚園の預かり保育	10.0%	4.9%	6.1%	0.0%	6.5%	2.7%	3.2%	4.6%
認定こども園	3.3%	2.4%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
事業所内保育施設	10.0%	2.4%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
その他認可外保育施設	20.0%	17.1%	21.2%	4.9%	4.3%	5.4%	3.2%	10.4%
ファミリー・サポート・センター	16.7%	4.9%	3.0%	2.4%	2.2%	2.7%	3.2%	4.6%
その他	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	3.2%	1.5%
回答者数	30	41	33	41	46	37	31	259

出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

（2）放課後児童向けのサービス利用状況

本町にある3つの放課後児童クラブの利用者数はいずれも概ね増加傾向を続けており、利用者数の合計は、平成27年度の134名から平成31年度には166名に増加しています。

図 17 放課後児童クラブ利用登録者数の推移（休日利用を除く）



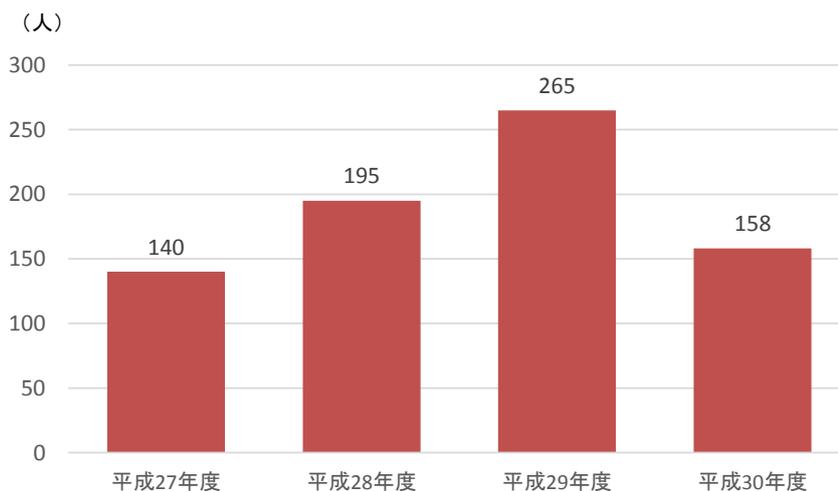
出典：実績（各年4月1日現在）

(3) 支援を必要とする家庭への支援

病児保育利用者数は年度ごとに変動がありますが、概ね150～250人で推移しています。

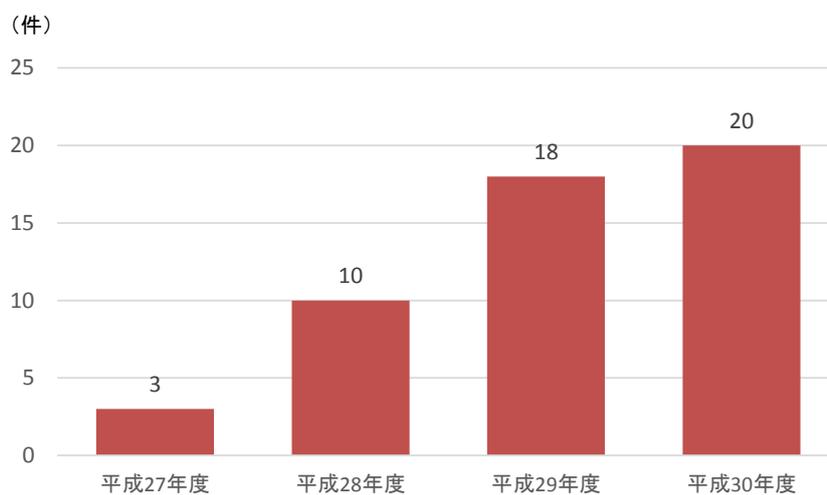
児童虐待認知件数は増加傾向にあり、平成27年度には3件でしたが平成30年度には20件となっています（相談件数には虐待受理会議等の件数を含む）。

図 18 病児保育利用者数の推移



出典：実績

図 19 児童虐待認知件数の推移



出典：実績

※相談件数には、虐待受理会議等の件数を含む

(4) 地域子ども・子育て支援事業の実施概況

「地域子ども・子育て支援事業」として本町の実施している事業の概況を以下にまとめます（一部事業は再掲）。

多くの事業では利用が横ばいまたは減少傾向となっていますが、⑨延長保育事業および⑪放課後児童クラブについては利用が増加傾向となっています。

事業名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	状況
①利用者支援事業(単位:人回/年)※		-	-	69	81	横ばい
②地域子育て支援拠点事業(単位:人回/月)		578	621	555	598	横ばい
③妊婦健康診査(妊婦・乳児一般健診)(単位:人)		127	126	131	77	減少傾向
④乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)(単位:人)		94	91	86	82	減少傾向
⑤養育支援訪問事業(単位:人/年)		0	0	5	8	(利用実績がない、 または少ない)
⑥子育て短期支援事業(単位:人日/年)		0	0	0	0	(利用実績がない、 または少ない)
⑦ファミリー・サポート・センター事業(単位:人日/年)	未就学児	81	80	107	87	(利用実績がない、 または少ない)
	就学児	6	6	8	8	(利用実績がない、 または少ない)
⑧一時預かり事業(単位:人日/年)		409	305	334	235	減少傾向
⑨延長保育事業(単位:人)		17	17	77	63	増加傾向
⑩病児・病後児保育事業(単位:人日/年)		140	195	265	158	横ばい (年度ごとの変動大)
⑪放課後児童クラブ(単位:人)		181	225	241	248	増加傾向

※平成29年度は8月からの数値(同月より子育て支援センターAiAiに支援員を2名配置して利用者支援事業(基本型)を開始)

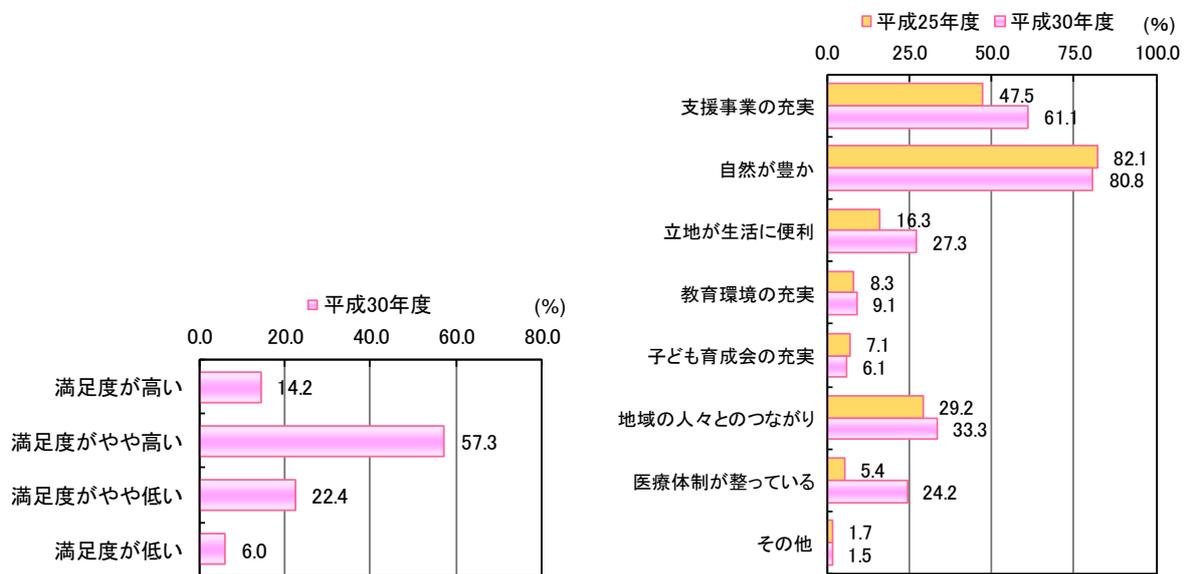
4. 子育て支援へのニーズ

(1) 富士見町の子育て環境の魅力

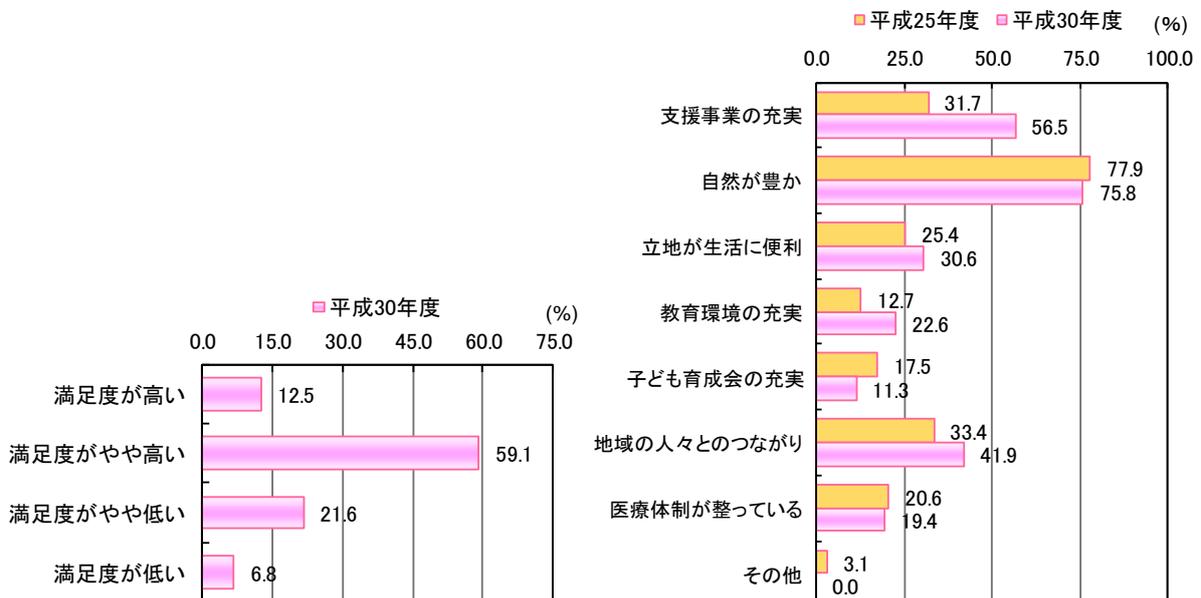
子育て家庭からの評価をみると、本町の子育て環境については「支援事業の充実」を評価する意見が5年前より増加しています（就学前児童のいる家庭で47.5%から61.1%、小学生のいる家庭で31.7%から56.5%）。また就学前児童のいる家庭では、「医療体制が整っている」という評価が5.4%から24.2%に増加しています。

図 20 富士見町で子育てする魅力

就学前



小学生

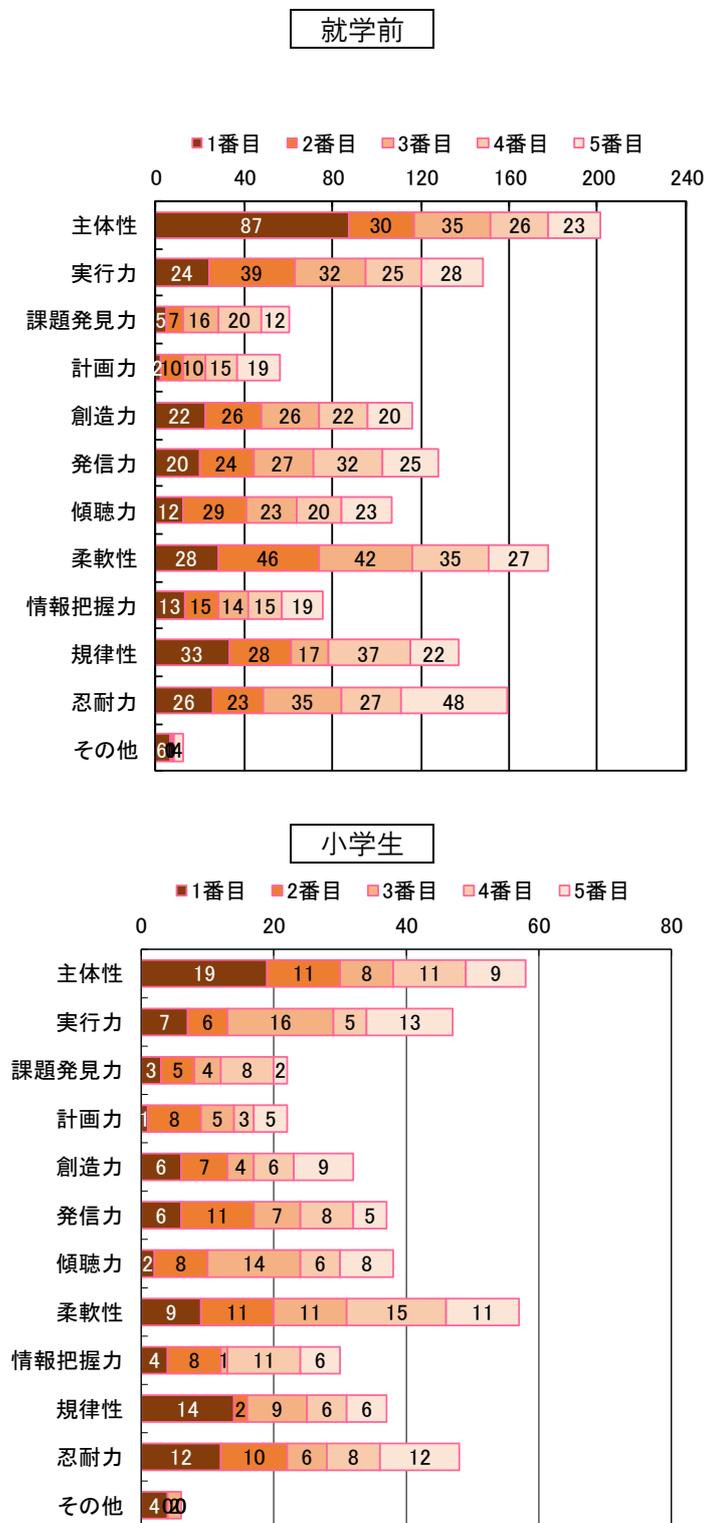


出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

(2) 子どもに身につけてほしい力

子どもに身につけてほしい力としては「主体性」をあげる家庭が最も多くなっています。

図 21 子どもに身につけてほしい力

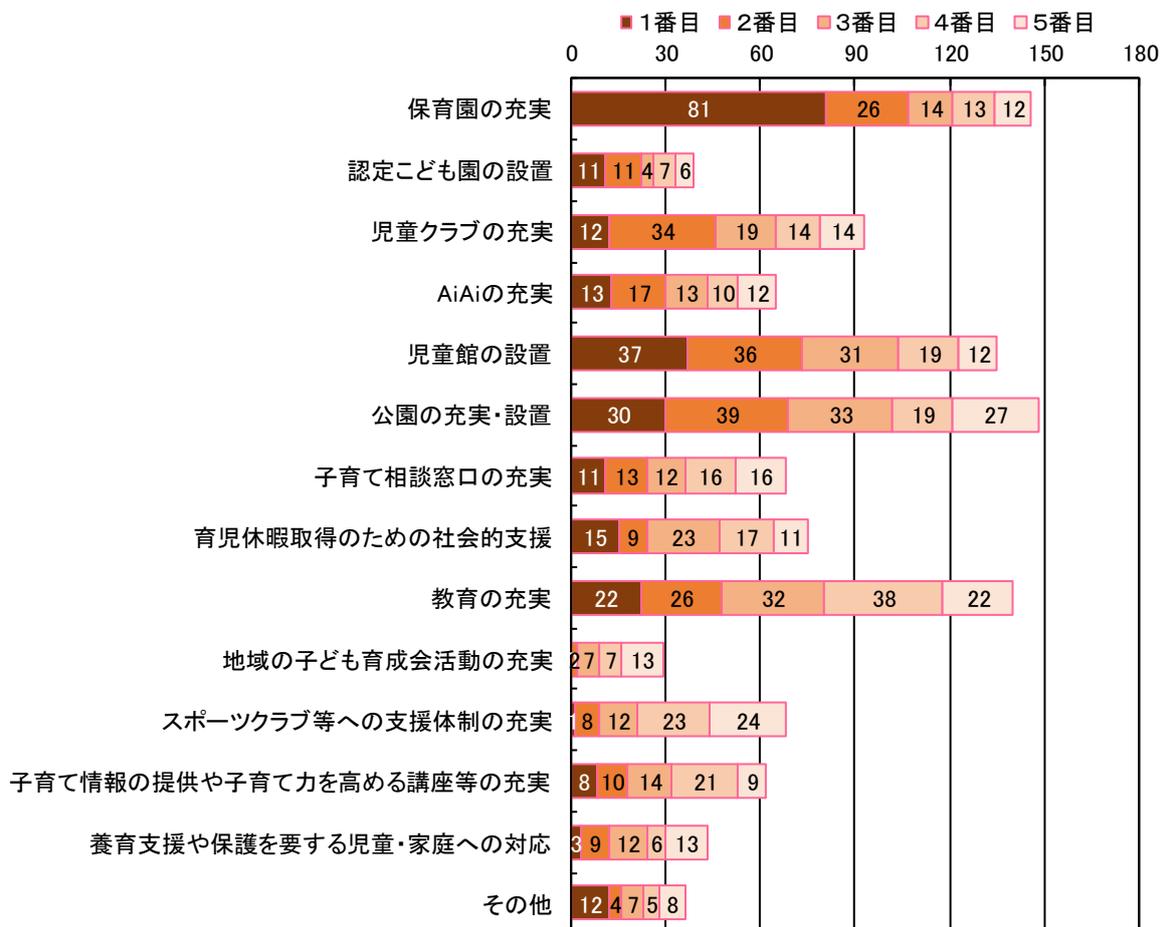


出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

(3) 富士見町の子育て環境を向上させるために重要だと思うこと

就学前児童のいる家庭では「保育園の充実」「児童館の設置」「公園の充実・設置」の順に、また小学生のいる家庭では「児童館の設置」「教育の充実」「公園の充実・設置」の順に、重要だと考えられています。

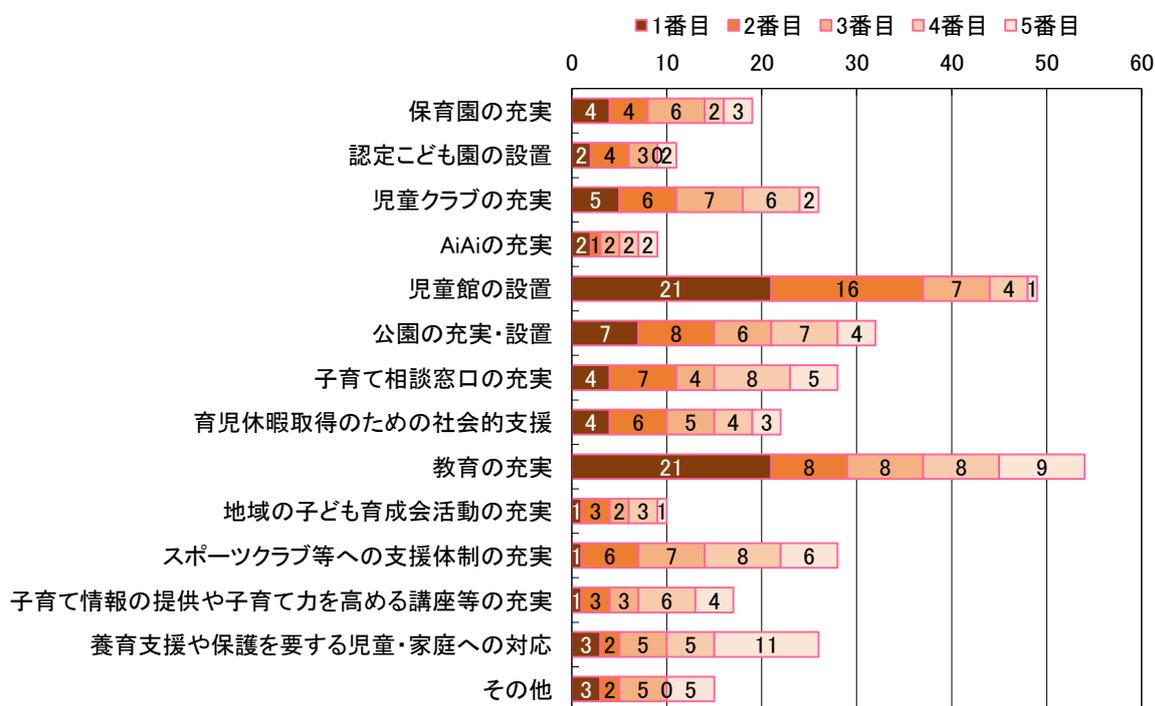
図 22 子育て環境を向上させるために重要だと思うこと（就学前）



重要だと思うもの	「1番重要」と答えた人の割合	具体的な内容
保育園の充実	31.6%	・3歳未満児保育の充実・拡大 ・保育士の増員・待遇改善 ・保育時間の延長 ・一時保育の気軽な利用 など
児童館の設置	14.5%	・放課後の居場所づくり（児童クラブ以外に） ・土日の居場所づくり ・公民館に子ども対応機能を持たせる ・不登校児童を受け入れる場所づくり など
公園の充実・設置	11.7%	・各地域に子どもの居場所になる場所をつくる ・遊具の増設、整備点検 ・大きな公園、自然と触れ合える公園の設置 など
教育の充実	8.6%	・塾や習い事のできる場所を増やす ・町営による無料の塾や教室の設置 ・教員の質の向上 など
育児休暇取得のための社会的支援	5.9%	・休暇を取得しやすい職場づくりの推進 ・町から企業への補助や支援制度の実施 ・町の条例等による育休取得の規定 など

出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

図 23 子育て環境を向上させるために重要だと思うこと（小学生）



重要だと思うもの	「1番重要」と答えた人の割合	具体的な内容
児童館の設置	26.6%	・放課後の居場所づくり（児童クラブ以外に） ・自主学習のためのスペースづくり ・公民館の子ども利用のための開放 など
教育の充実	26.6%	・英語など外国語教育の充実 ・理解度別のクラス設定 ・地域の自然や特性を活かした教育機会創出 など
公園の充実・設置	8.9%	・各地域に子どもの居場所になる場所をつくる ・児童館と併せた整備（冬季利用も想定） ・遊具や球技のできる設備の増設 など
児童クラブの充実	6.3%	・手狭な施設の拡大 ・指導員の待遇改善 ・塾や習い事のできる機能の付与 など
子育て相談窓口の充実	5.1%	・気軽に利用できる環境づくり ・周知・広報 ・小学生以上の相談先の充実 など

出典：富士見町子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

5. 第1期計画の達成状況

第1期計画の事業評価を実施したところ、次の結果を得ました。

第1期計画の事業は全体的に概ね達成できている一方で、社会環境の変化に対応して新たな事業を検討する必要がある施策分野や、役割分担の再整理が必要な事業が発生しています。

限られた資源を有効に活用するため、事業の追加や統廃合、事業内容や役割分担、進捗管理の見直しを進め、施策効果の最大化と効率的な事業運営に取り組んでいくことが求められます。

図 24 第1期計画の評価の概要

基本目標	計画を達成できた事業の割合	評価の内容
基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり	100.0%	4つの施策(「安全な妊娠・出産への支援」「育児不安の軽減と虐待発生予防への支援」「子どもと親への健康支援」「小児医療の充実」)はいずれも計画を達成できている。
基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり	77.1%	5つの施策のうち2つ(「多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実」「特別な援助を要する家庭への支援」)はいずれも計画を達成できている。一方で、「地域社会全体で子育て家庭を支援」「経済的な支援の取り組み」では、未実施等で評価できない事業が発生しており、計画の進捗管理の方法に改善が求められる。また、「家庭生活と職業生活の安定」は、社会的に重要度が高まっているものの、該当する事業が少ないため、新たな事業を加えていくことを検討する必要がある。
基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり	87.5%	3つの施策のうち1つ(「子どもに関する相談・支援体制の充実」)はいずれも計画を達成できている。一方で、「子どもの権利を尊重する社会風土の醸成」「子どもを見守る地域の連携」では、情報発信に関して庁内での役割分担が不明確なところがあり、改善が求められる。
基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	100.0%	5つの施策(「多様な体験機会の拡大」「自立を促す企画・企画型事業の充実」「思春期の心と身体の健康づくり」「子どもの活動を支援する環境の整備」「魅力ある学校教育の推進」)はいずれも計画を達成できている。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（目指すまちの姿）

【計画の基本理念】

地域全体で寄り添い 子どもの“生きる力”を育むまち

少子化・核家族化、母親の就業の増加などの影響により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。「子育ては家庭が責任を持って行う」という原点を大切にしながらも、地域全体として子育て家庭に寄り添い、支える姿勢がより重要になっています。

また、経済成長の鈍化や少子高齢化、高度情報化や価値観の多様化といった社会情勢の中で、子どもには自分の力で物事を考え、問題を解決し、自立して生きていく力を身に付けてほしいという期待が益々高まっています。富士見町ではこれまでも、子どもが地域の豊かな自然に触れ、多様な経験を積む環境を大切にすることで、主体性ある子どもの成長を支えてきましたが、今後もこうした環境を維持・発展させることが一層強く求められます。

こうしたことを踏まえて本町では、地域で活動する多様な関係者の皆様との連携や、住民一人ひとりの皆様からの協力を得ながら、子育てを取り巻く環境に対応し、子育て家庭の負担や不安を和らげ、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援する施策を推し進めていきます。またその中で、子どもに富士見町の自然や地域社会に触れる多様な機会を提供することで、富士見町の子どもが自ら考え行動する主体性を育むと共に、生まれ育った郷土に誇りを持ち、未来を創る担い手としての可能性を伸ばせるよう支えます。

本計画は、以上の考えを「地域全体で寄り添い、子どもの“生きる力”を育むまち」という基本理念として掲げ、この考えのもとに子育て環境を支えるための各種施策を展開します。

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けては、社会環境の変化や地域の課題を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げて、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 子どもを健やかに産み育てる環境づくり

■現状の課題

- ・少子化、核家族化が進んでおり、地域においては益々、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりが求められています。
- ・3歳未満児の保育や小学生の放課後児童クラブをはじめとして、子どもの預け先や居場所を求めるニーズが増加傾向にあり、これに応えることのできる体制が求められています。



安全な妊娠・出産ができる環境づくりと、育児不安の軽減・解消、子どもの疾病予防などを目的とした支援を充実させ、安心して産み、育てることのできる環境づくりを進めます。

このために、母子保健と子育て支援の連携を強化し、関係者間の情報共有や子育て世代包括支援センター機能の整備等を進めることによって、妊娠期から出産、育児にかけて切れ目のない支援を強化します。

また、近年ニーズの高まっている3歳未満児の保育や小学生の放課後の居場所づくりをはじめとする、預かりサービス等を充実します。

さらに、保育料無償化等による経済的負担の軽減や、地域ぐるみの防犯・パトロール等の取り組みにより、地域全体で安心して子育てのできる環境づくりを進めます。

(2) 家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実

■現状の課題

- ・母親の就業率向上、フルタイム就業の増加など、父母親が共に働く家庭が増加しており、父親の育児参加をはじめとして、家庭において保護者が子どもと向き合える時間的・精神的なゆとりを確保することが重要になっています。
- ・近年の社会的な重要性を踏まえると、子育てと仕事の両立や、そのための職場の理解や家庭での役割分担を促すことについての町としての取り組みは必ずしも十分ではなく、今後積極的に取り組む姿勢が求められるといえます。



子育て家庭への支援を充実させることで、子育ての主役である家庭の活力を維持し、その“子育て力”を高めます。

このために、親が子育てと仕事を両立して適切に子どもと向き合えるよう、職場の理解や家庭での役割分担を促したり、家庭での教育について保護者の理解を促すための支援を行います。

また、支援が必要な家庭をいち早く発見するための相談体制の充実や地域との連携、個別のケースに対応した適切な支援制度の活用によって、育児不安の軽減・虐待発生予防を推進します。

(3) 子どもの主体性を引き出す体験・教育の推進

■現状の課題

- ・豊かな自然や地域のつながりは本町の子育て環境の強みであり、こうした強みを活かした富士見らしい体験や教育の推進が求められています。
- ・子どもに「主体性」を身に付けてほしいと考える保護者が多く、学校や地域の様々な主体・場所が連携して、質の高い教育の機会を提供することが求められています。
- ・共働きの増加などの家庭環境の変化に伴って、家庭だけでなく地域全体としても子どもに育ち・学びの場を確保することが重要となっています。



地域の強みを活かし、将来の人格形成に重要となる体験・教育の場を地域ぐるみで充実させることで、子どもが主体性ある人間として成長できるよう支援します。

このために、町の豊かな自然環境を活かして、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、子どもが主体的に活動できる環境を充実します。

また、地域のつながりが強いという町の子育て環境の強みを活かし、保育所・小学校・中学校等と連携した地域ぐるみでの魅力ある子育て・教育を推進します。

3. 施策の体系

本計画は、先に定めた3つの「基本目標」ごとに、それを達成するための「施策」を設定します。また、それぞれの施策を推進する「個別方針」を複数定め、その方針に基づいて具体的な事業を実施していきます。施策体系の全体像を下記に示します。

基本目標1：子どもを健やかに産み育てる環境づくり

施策	個別方針	事業	
1 妊娠・出産への支援	1 安心して出産できる環境の整備	① 母子健康手帳の交付	
		② 妊婦保健指導	
		③ 妊婦一般健康診査	
		④ 不妊治療費等の支援	
		⑤ マタニティマークの普及	
	2 子どもと親への健康支援	① 小児医療の充実	
		② 産婦健康診査	
		③ 産後ケア事業	
		④ 乳児健康診査	
		⑤ 幼児健康診査	
		⑥ 予防接種の実施	
		⑦ 新生児聴覚検査費の助成	
	2 乳幼児期の多様なニーズに合わせた支援の充実	1 定期的な保育サービス等の充実	① 保育所運営
			② 長時間保育事業
③ 土曜保育事業			
④ 広域入所保育事業			
⑤ 保育サービスの質の向上			
2 不定期的預かりサービスの充実		① 一時預かり事業	
		② ファミリー・サポート・センター事業	
		③ 病児・病後児保育	
		④ ショートステイ	
		⑤ 放課後児童クラブ	
3 安心して子育てのできる地域の環境づくり	1 経済的な支援の取り組み	① 保育料の無償化	
		② 児童手当	
		③ 多子世帯子育て支援補助金	
		④ 福祉医療費給付金	
		⑤ 就学援助	
		⑥ 奨学金	
	2 情報発信の充実	① 広報、啓発	
		② 子育て応援BOOKの発行	
	3 地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくり	① 防犯（パトロールの実施）	
		② 交通安全	
		③ 防災	

基本目標2：家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実

施策	個別方針	事業
1 家庭の子育て力の強化	1 子育てと仕事の両立支援	① 家族が協力し合う育児の促進・支援
		② ワークライフバランスの推進
	2 家庭教育への支援	① プレマクラブ、パパママ教室
		② 乳幼児家庭教育学級
		③ ベビーマッサージ教室
		④ のびのびひろば（成長発達フォローアップ）
		⑤ すくすく広場（母子通園施設事業）
		⑥ ことばの教室
		⑦ 乳幼児の食指導
		⑧ ファーストブック
		⑨ 保育園の参観日等を活用した情報発信の充実
3 子育て家庭の日常生活支援	① ながの子育て家庭優待パスポート	
	② 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」協力店舗・施設の募集	
2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防	1 相談体制の充実	① 子ども相談
		② 新生児、乳児訪問指導
		③ 乳幼児相談
		④ ふじみ5歳児すこやか相談
		⑤ 年長児保育園等なんでも相談（6歳児）
		⑥ 教育における相談体制の充実
	2 地域と子育て家庭とのつながりの強化	⑦ 利用者支援事業
		⑧ 民生委員による赤ちゃん訪問
		⑨ 子育て世代包括支援センター事業
		⑩ 地域子育て支援拠点事業
3 支援を必要とする家庭への支援	1 要支援・要保護児等への支援	① 子ども家庭総合支援拠点事業
		② 要保護児童対策事業
	2 ひとり親家庭への支援	① 児童扶養手当
		② 母子・父子家庭等福祉医療費給付金
		③ ひとり親世帯等児童激励金支給
		④ 各種支援制度の周知と利用促進
	3 障がいのある子どもへの支援	① 障がい児保育
		② 児童発達支援事業
		③ 諏訪養護学校学童クラブ
		④ 自立支援給付サービス
		⑤ 地域生活支援
		⑥ 障がいのある子どもへの経済的支援

基本目標3：子どもの主体性を引き出す体験・教育の推進

施策	個別方針	事業
1 多様な体験機会の拡大	1 主体性を高める企画・参画型事業の充実	① 自然に触れる機会の提供
		② 科学的思考を学ぶ機会の提供
		③ スポーツに親しむ機会の提供
		④ 公民館、図書館での体験講座
		⑤ 伝統文化に触れる機会の提供
		⑥ 食文化を学ぶ教室の開催
		⑦ 中学生海外研修事業
		⑧ 中学生平和教育推進事業
	2 子どもの主体性ある活動を支援する環境づくり	① 集落子ども会の活動支援
		② スポーツ少年団の育成
2 地域と連携した魅力ある子育て・教育の推進	1 信州型コミュニティスクールの推進	③ 子ども読書推進活動
		④ 地域に根ざした教育内容の充実
		⑤ 特別支援教育の充実
		⑥ フレンドリー教室
		⑦ 学校給食を通じた地産地消の推進
		⑧ 子どもの教育・指導に関わる人材の育成
		⑨ 施設・設備の整備・充実
	2 地域の子育てネットワークの強化	⑦ 放課後の居場所づくり
		① 地域連携、保・小・中連携の促進
		② 青少年健全育成事業

第4章 施策の推進

基本目標1 子どもを健やかに産み育てる環境づくり

「地域全体で寄り添い、子どもの“生きる力”を育むまち」を実現するために、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や、安心して子育てのできる地域の環境づくりに関する施策を推進していきます。

施策1 妊娠・出産への支援

個別方針1 安心して出産できる環境の整備

個別方針2 子どもと親への健康支援

施策2 乳幼児期の多様なニーズに合わせた支援の充実

個別方針1 定期的な保育サービス等の充実

個別方針2 不定期の預かりサービスの充実

施策3 安心して子育てのできる地域の環境づくり

個別方針1 経済的な支援の取り組み

個別方針2 情報発信の充実

個別方針3 地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくり

施策1 妊娠・出産への支援

「子どもを健やかに産み育てる環境づくり」の達成に向けて、妊娠から出産までの期間を安心して過ごせるようにするための妊婦に対する支援、誕生後の子どもと母親の健康を守るための支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
妊婦一般健康診査受診率	未把握	100%	対象全員の受診を目指します。
産婦健康診査受診率	実施無	100%	対象全員の受診を目指します。
1歳6か月児健診受診率	97.97% (平成29年度)	100%	対象全員の受診を目指します。
3歳児健診受診率	94.41% (平成29年度)	100%	対象全員の受診を目指します。

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・健康診査、予防接種等の確実な受診・接種
➤ 保健・医療関係機関	・健康診査、保健指導等の支援制度の周知と利用促進 ・子どもや家庭に関する問題の早期発見 ・保育・子育てサービス関係の機関との情報共有
➤ 保育サービス関係機関	・子育て家庭への健康診査、予防接種の受診・接種の声かけ ・母子保健・医療関係機関との情報共有
➤ 地域の皆様	・マタニティマークや支援制度の普及への協力 ・妊婦や乳幼児・保護者への声かけ、見守り

個別方針1 安心して出産できる環境の整備

妊娠から出産に至るまでの妊婦に対する支援・指導を手厚く行い、安心して子どもを授かることのできる環境をつくります。

内容	担当課
① 母子健康手帳の交付 妊娠中の母体と胎児の健康管理ができるよう「母子健康手帳」を交付します。	住民福祉課 (保健予防係)
② 妊婦保健指導 「母子健康手帳」の交付時等に、妊婦への保健指導・相談・支援プランの作成を行います。	住民福祉課 (保健予防係)
③ 妊婦一般健康診査 全14回指定された検査項目についての検診費用を公費負担します。 ⇒p.66に量の見込みと確保方を掲載します。	住民福祉課 (保健予防係)
④ 不妊治療費等の支援 不妊治療および不育症の治療費の一部を助成します。	住民福祉課 (保健予防係)
⑤ マタニティマークの普及 マタニティマーク入りグッズを配布し、妊産婦に対して理解ある地域環境・職場環境づくりを進めます。	住民福祉課 (保健予防係)

個別方針2 子どもと親への健康支援

定期的な健康診査によって子どもと母親の健康を守り、子どもが健やかに育つことを支援します。

内容	担当課
① 小児医療の充実 町内の医療機関や諏訪地区小児夜間急病センター等と連携し、小児医療体制の充実に努めます。また、小児救急医療電話相談（#8000 事業）など関係する施設・サービス等の情報周知・普及に努めます。	住民福祉課 (保健予防係)
② 産婦健康診査 全2回、指定された項目についての検査費用を助成し、産後の母の心身の回復、育児不安の軽減を図ります。	住民福祉課 (保健予防係)
③ 産後ケア事業 産後間もない時期に必要な専門的な支援を行い、安心して子育てできる支援体制を整えます。	住民福祉課 (保健予防係)
④ 乳児健康診査（4か月児健診、7か月児健診、10か月児健診） 乳児への健康診査を通じて、発育・発達状況の確認、疾病・異常の早期発見、育児支援を行います。	住民福祉課 (保健予防係)
⑤ 幼児健康診査（1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診） 幼児への健康診査を通じて、発育・発達状況の確認、歯の健康を守るための指導、育児支援を行います。	住民福祉課 (保健予防係)

<p>⑥ 予防接種の実施 予防接種法による定期予防接種を実施します。また、町が指定した予防接種の費用の一部を補助します。</p>	住民福祉課 (保健予防係)
<p>⑦ 新生児聴覚検査費の助成 難聴早期発見のため、検査費用の一部を助成します。</p>	住民福祉課 (保健予防係)

施策2 乳幼児期の多様なニーズに合わせた支援の充実

「子どもを健やかに産み育てる環境づくり」の達成に向けて、乳幼児の子どもを抱える家庭の状況やニーズに応じながら、保育や一時預かりのサービスを通じた支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
待機児童数	0人	0人	待機児童ゼロを維持します(総合計画の指標)。
ファミリー・サポート・センターの支援会員数	45人	48人	ファミリー・サポート・センターの未就学児利用を促すことで、預かりサービス利用の分散化、利用しやすさにつなげます。

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・保育サービスの適切な利用による園の運営への協力
➤ 保育サービス関係機関	・保育サービスの水準の維持、改善 ・保護者に対する、様々な支援サービス情報の提供
➤ 預かりサービス関係機関	・個々の家庭の状況やニーズに応じた預かりサービスの提供
➤ 地域の皆様	・ファミリー・サポート・センター事業等を通じた、子育て支援への参画

個別方針1 定期的な保育サービス等の充実

乳幼児期の子どもがいる家庭で、保護者の就労等の状況に関わらず、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、保育サービスを充実します。

内容	担当課
① 保育園運営 子育て家庭の利用ニーズに応じられる体制を整えながら、公立保育園を運営します。また働く保護者の保育を支援するため、3歳未満児の子どもを保育園で受け入れます。 ⇒p. 61 より量の見込みと確保方策を掲載します。	子ども課 (子ども支援係)
② 長時間保育事業 通常の開所時間(8時～16時)に加え、7時30分～8時および16時～18時45分に長時間保育としての受け入れを行います。 ⇒p. 72 に量の見込みと確保方策を掲載します。	子ども課 (子ども支援係)
③ 土曜保育事業 保護者の就労等により家庭での保育が困難な児童に対し、富士見保育園での受け入れを行います。	子ども課 (子ども支援係)
④ 広域入所保育事業 保護者の勤務地の都合に応じて、他市町村の保育園への入園や、他市町村の児童の町内保育園での受け入れを、保育園側の状況を踏まえて可能な範囲で調整します。	子ども課 (子ども支援係)
⑤ 保育サービスの質の向上 「保育園における自己評価ガイドライン」を基に保育士の質の向上に取り組みます。併せて適正な人員配置や施設の整備・修繕等を行います。	子ども課 (子ども支援係)

個別方針2 不定期の預かりサービスの充実

子育て家庭が、必要な時にニーズに応じたサービスが利用できるよう、各種預かりサービスを充実します。

内容	担当課
① 一時預かり事業 保護者が病気や急な用事等で子どもの面倒をみられない場合に一時的に保育園で受け入れます。保護者の継続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消といった、定期的な保育の対象とならないニーズに対応します。 ⇒p. 71 に量の見込みと確保方策を掲載します。	子ども課 (子ども支援係)
② ファミリー・サポート・センター事業 仕事や家庭の都合で子どもを預かってほしい人と子育てを支援したい人に会員登録していただき、家庭と有償ボランティアをマッチングします。乳幼児を抱える保護者の利用を促進するため、公共スペースを利用した預かりなどしくみの改善を検討すると共に、広報等を通じた周知に努めます。 ⇒p. 70 に量の見込みと確保方策を掲載します。	子ども課 (子ども支援係)

<p>③ 病児・病後児保育 町内の医療機関と連携し、病気、または病気回復期にある子どもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 ⇒p. 73 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>④ ショートステイ 町外の施設と連携しながら、保護者の病気その他の理由で家庭での養育が一時的に困難となった児童を対象として、宿泊を伴った一時預かりを行うサービスを提供します。 ⇒p. 69 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>⑤ 放課後児童クラブ 町内3つの小学校において、小学校1～6年生を対象に、放課後および夏休み等の長期休業日に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象としたクラブを運営します。保護者の利用ニーズの増加に対応できるよう、子どもを受け入れる空間や支援員の適切な確保に努めます。 ⇒p. 74 に量の見込みと確保方策を掲載します。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>

施策3 安心して子育てのできる地域の環境づくり

「子どもを健やかに産み育てる環境づくり」の達成に向けて、経済的支援の充実、広報啓発、防犯や交通安全の呼びかけなど、地域全体で子育てのしやすい環境づくりを推進します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
出生届を出した保護者への子育て応援BOOKの配布状況	未把握	100%	対象となる保護者全員への配布を目指します。
就学前の子どもを抱える保護者への子育て応援BOOKの配布状況	未把握	100%	対象となる保護者全員への配布を目指します。

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・子どもに対する防犯・防災・交通安全の教育
➤ 保育サービス関係機関	・行政と連携した、子育て家庭に対する適切な補助・支援制度の周知、利用促進
➤ 教育機関	・児童への交通安全や防犯等のための教育、意識啓発 ・保護者への情報提供、広報
➤ 警察	・巡回パトロール等での子どもの見守り、声かけ ・交通安全や防犯等の広報、意識啓発
➤ 地域の皆様	・子どもの見守り、声かけ（防犯、防災、交通安全など）

個別方針1 経済的な支援の取り組み

子育てにおける各種の経済的支援制度を周知・運用することによって、子どもを育てる家庭の負担を軽減します。

内容	担当課
① 保育料の無償化 3歳から5歳までのすべての子どもの保育料を無償化し、幼児教育にかかる家庭の経済的負担を軽減します。	子ども課 (子ども支援係)
② 児童手当 中学校3学年修了前の生徒の養育をしている方へ手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成を図ります。	子ども課 (子ども支援係)
③ 多子世帯子育て支援補助金 町内届出認可外保育施設を利用する多子世帯(第3子以降)の保育料の一部を補助金として交付し、保育料の負担軽減を図ります。	子ども課 (子ども支援係)
④ 福祉医療費給付金 0歳から18歳までを対象に、保険適用の医療費の自己負担分を除いて現物給付(窓口無料化)し、医療費の負担軽減を行います。	住民福祉課 (社会福祉係)
⑤ 就学援助 学校教育法第25条に基づき、義務教育である小学校および中学校に就学する児童・生徒を持つ家庭の経済的負担を軽減するために、就学援助費の支給および新入学児童生徒に対する新入学用品費の入学前支給を行います。また対象となる家庭に支援が行き渡るよう、学校を通じた周知に努めます。	子ども課 (総務学校教育係)
⑥ 奨学金 高校生を対象とし、経済的理由によって修学困難な生徒に奨学金を支給し、人材育成を支援します。	子ども課 (総務学校教育係)

個別方針2 情報発信の充実

子育て家庭に対する有用な情報の提供や、子育て家庭を見守る地域全体に対しての広報啓発を通じて、子育てを助けるための情報が子育て家庭に届くようにします。

内容	担当課
<p>① 広報・啓発 「広報ふじみ」やポスター等を用い、住民一人ひとりとの連携・協力体制によって「地域全体で寄り添い、子どもの“生きる力”を育むまち」を実現するという町の子育てに関する理念を町内で幅広く共有できるよう図ります。また相談をはじめとする子育て支援を行うタイミングに合わせ、保護者に対して有用な情報を提供します。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係・ 総務学校教育係) ／住民福祉課 (保健予防係)</p>
<p>② 子育て応援BOOKの発行 本町で子育てをするにあたり必要・有用な情報を子育て家庭に伝えるために、各種の健康診査やサポート事業・支援制度・お役立ち情報等を取りまとめた「子育て応援BOOK」を発行し、妊娠・出産・転入時等に配布します。また子どもが就学前になったタイミングで、改めて就学後に必要・有用な情報を冊子等にまとめ、配布します。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>

個別方針3 地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくり

子ども、子育て家庭、また子どもを見守る地域全体に対して、広報啓発や地域ぐるみの取り組みを促すことで、子どもが安心して育つことのできる地域環境づくりを図ります。

内容	担当課
<p>① 防犯 子どもの安全の確保と犯罪のない明るい地域づくりのために、通学路を中心として子どもをいつでも受け入れる子どもを守る安心の家を確保します。また、町役場職員による「青色防犯パトロール隊」の活動を継続します。</p>	<p>消防課 (消防係) 総務課 (防災・危機管理係)</p>
<p>② 交通安全 子どもの交通事故防止のために、保育園や学校、各地域における交通安全教室、通園・通学路での街頭啓発を行います。これらの活動を通じ、子ども地域住民の交通安全意識の向上を促します。 「いい町まもり隊」による児童の登下校の見守りを行います。</p>	<p>建設課 (都市計画係) 子ども課 (総務学校教育係)</p>
<p>③ 防災 子どもや教職員等への情報提供・意識啓発、防災訓練の実施等によって、防災・危機管理の意識向上を図ります。</p>	<p>総務課 (防災・危機管理係)</p>

基本目標2 家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実

「地域全体で寄り添い、子どもの“生きる力”を育むまち」の実現にむけて、子育ての主役である家庭の活力を維持し、その“子育て力”を高めるための、子育て家庭への支援に関する施策を推進していきます。

施策1 家庭の子育て力の強化

- 個別方針1 子育てと仕事の両立支援
- 個別方針2 家庭教育への支援
- 個別方針3 子育て家庭の日常生活支援

施策2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防

- 個別方針1 相談体制の充実
- 個別方針2 地域と子育て家庭とのつながりの強化

施策3 支援を必要とする家庭への支援

- 個別方針1 要支援・要保護児等への支援
- 個別方針2 ひとり親家庭への支援
- 個別方針3 障がいのある子どもへの支援

施策1 家庭の子育て力の強化

「家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実」の達成に向けて、保護者が子育てと仕事を両立しやすくするための支援や、保護者に対する情報提供等を通じ、家庭教育の質を底上げするための支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
家族が協力し合う育児促進のための講座の開催数	未実施	2回/年	講座を通じて保護者の意識啓発を図るものです。
家庭教育相談員の活動時間	4,000時間	4,000時間	(総合計画の指標)
保育園参観日へ年1回以上参加する保護者の割合	未把握	100%	参観日を通じて保育園が保護者と直接接点を持てる機会をつくり、様々な支援情報の提供や講座の周知を図ります。
子育て応援パスポートサービス提供店舗数	20店舗	25店舗	

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内における、子育ての適切な役割分担・協力 ・子育てや家庭内教育についての正しい情報の収集、適切な学びと実践
➤ 保育サービス関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な家庭内教育についての保護者への情報発信や意識啓発、各種の教育支援の場への参加の呼びかけ
➤ 子育て中の保護者が勤務する職場の皆様	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子育てと両立できる働き方ができるような配慮、育児休暇等の支援制度の適切な運用
➤ 地域の皆様	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て家庭優待パスポート」など、子育て家庭に対する支援事業への参画・協力

個別方針1 子育てと仕事の両立支援

子どもを育てる保護者が、子育てと仕事を両立し、家庭で十分に子どもと向き合うことができるよう支援します。

内容	担当課
<p>① 家族が協力し合う育児の促進・支援 各種教室やセミナー等の中で、子育てにあたってのライフプランやロールモデルを学び考える機会を提供し、ワークライフバランスを考えつつ父親の主体的な子育てなど家族が協力し合って子育てを行うことの重要性を啓発します。また、こうした啓発のための冊子等を保育や教育に関わる施設で配布し、広報・啓発に努めます。</p>	生涯学習課 (生涯学習係)
<p>② ワークライフバランスの推進 子育て中の保護者が仕事と家庭生活の調和をとり、子どもに向き合う余裕を持てるよう支援するために、ワークライフバランスを推進する町独自のスローガンを定め、「広報ふじみ」やポスター、チラシ等によって広く住民へ周知します。また、事業者団体等を通じ、民間事業者に対してスローガンの周知やそこへの協力を呼びかけます。</p>	子ども課 (子ども支援係)

個別方針2 家庭教育への支援

子育て家庭を対象とした教室等の開催・情報提供によって、適切な家庭教育を支援します。

内容	担当課
<p>① プレママクラブ、パパママ教室 妊婦同士の交流を通して、心身ともに健康な妊婦生活が送れるよう支援する「プレママクラブ」や、妊婦や将来の父親に対する保健指導を行い、親になる意識を高める「パパママ教室」を開催します。</p>	住民福祉課 (保健予防係)
<p>② 乳幼児家庭教育学級 乳幼児を持つ保護者を対象に、悩みや関心を話し合い、教育や家庭内でのスムーズな協力など望ましい子育てについて学ぶための教室を開講します。</p>	子ども課 (子ども支援係)
<p>③ ベビーマッサージ教室 生後2～3か月児とその親を対象に、ベビーマッサージにより赤ちゃんとのコミュニケーションを図り、育児不安の軽減や親同士の交流、育児相談等を行います。</p>	住民福祉課 (保健予防係)
<p>④ のびのびひろば（成長発達のフォローアップ） 発達の遅れが心配と思われる幼児や、育児不安が強い保護者を対象に、遊びを通じて幼児の発達を促す教室を開催します。また教室の中で、専門スタッフが子育てに関する相談に応じます。</p>	住民福祉課 (保健予防係)
<p>⑤ すくすく広場（母子通園施設事業） 「気になる子」とその保護者および育児に不安を抱える保護者等を対象として、保護者への子育て相談や就園児を対象とした集団生活での適応力を高めるための支援を実施します。利用に偏見を持たれないよう正しい周知に努めながら、個別対応の必要な児童への支援内容の充実や頻度の増加を図ります。</p>	子ども課 (子ども支援係)

<p>⑥ ことばの教室 幼児健康診査後や保育園等においてことばの発達が気になる子どもに対し学習機会を提供することで、必要なことばの習得を支援するための指導を行います。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>⑦ 乳幼児の食指導 乳幼児期から良い食生活を身に付けられるように、乳幼児健康診査の際に離乳食や幼児食の指導を行います。</p>	<p>住民福祉課 (保健予防係)</p>
<p>⑧ ファーストブック 乳児を対象にしたファーストブック(読み聞かせのための絵本)を、民生委員を通じて配布します。また、4か月児健診でファーストブックの紹介と読み聞かせを行い、本と触れ合う機会をつくります。</p>	<p>住民福祉課 (社会福祉課係) 生涯学習課 (図書館博物館係)</p>
<p>⑨ 保育園の参観日等を活用した情報発信の充実 保育園の参観日をはじめとする様々な機会を活用し、幼児の子育てに関わる各種の支援制度やサービス、お役立ち情報等を家庭に伝えます。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>

個別方針3 子育て家庭の日常生活支援

子育て家庭の日常生活を経済的に支援し、子育てにかかる負担の軽減を図ります。

内容	担当課
<p>① ながの子育て家庭優待パスポート 子育て家庭を対象として、買物の割引をはじめとする各種優待サービスが受けられるパスポートを発行し、地域の事業者等と連携して優待サービスの提供を行います。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>② 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」協力店舗・施設の募集 赤ちゃん連れでの来訪を歓迎し、その泣き声を温かく見守ってくれる店舗や施設を募集すると共に、店舗や施設にステッカーやポスターを掲示し、子育て中の保護者を応援します。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>

施策2 育児不安の軽減と虐待等の発生予防

「家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実」の達成に向けて、子育て家庭を対象とした相談体制の充実や地域と子育て家庭のつながりの強化を通じ、子育て家庭の問題の早期発見や虐待等の予防に努めます。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
相談対応関連部署の連絡会の開催回数	6回/年	6回/年	子ども支援係、総務学校教育係、保健予防係、利用者支援員による連絡会を開催します。
子ども支援会議の開催回数	2回/年	2回/年	町役場、学校、保育所による会議を開催します。

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	<ul style="list-style-type: none">・子育てに不安や悩みのあった際の相談サービスの利用・施設やイベントへの参加等を通じた、地域交流の機会の積極的な活用
➤ 保育サービス、児童保護機関等の関係の皆様	<ul style="list-style-type: none">・各種相談・交流サービスの保護者への周知・母子保健・医療関係の皆様との情報共有、相互連携
➤ 地域の皆様	<ul style="list-style-type: none">・子育て中の保護者との交流、声かけ・子育てに課題を抱えた子育て家庭の早期発見

個別方針1 相談体制の充実

乳幼児から就学児に至るまでの間、子育てにおける悩みへの対応や問題発見のために保護者から相談を受け付けることのできる体制を充実させます。

内容	担当課
① 子ども相談（0歳～18歳） 子育て・発達障がい・虐待・不登校等の相談に対し、家庭・教育相談員や専門相談員、保健師が話を伺うと共に、問題にあたっては専門スタッフによるケース会議等で総合的に支援します。	子ども課 （総務学校教育係・ 子ども支援係） 住民福祉課 （保健予防係）
② 新生児、乳児訪問指導 すべての新生児・乳児に対して訪問指導・育児相談を行います。指導の内容については、子育て家庭の状況を踏まえて、毎年、見直しを行います。	住民福祉課 （保健予防係）
③ 乳幼児相談 乳幼児の成長・発達に伴う育児に関する相談を受け付け、保護者の悩みや不安の軽減を図ります。	住民福祉課 （保健予防係）
④ ふじみ5歳児すこやか相談 未就学児の就学支援を目的として、5歳児（年中児）を対象に父母・保育士への「おたずね票」や保育園の集団生活観察等から運動・精神の発達バランスを確認し、各種相談を実施します。また把握した内容をもとに「すくすく広場」「ことばの教室」の利用や「年長児保育園等なんでも相談（6歳児）」等の支援につなげます。	子ども課 （子ども支援係）
⑤ 年長児保育園等なんでも相談（6歳児） 年長児童を対象に、臨床心理士・保健師・保育士・家庭相談員・療育コーディネーター等が保育園を訪問して、就学に関する相談・支援を行います。「ふじみ5歳児すこやか相談」で把握した内容を踏まえながら、個々の子どもの状況に応じた個別対応を進めることで、子育て家庭の問題の早期発見に努めると共に、必要に応じて適切な対応策を割り当てます。	子ども課 （総務学校教育係）
⑥ 教育における相談体制の充実 町カウンセラーによる児童生徒および保護者へのカウンセリングや、心の相談員による生徒の悩み・不登校への対応を行うことで、子どもや保護者の心身の健康維持を支援します。	子ども課 （総務学校教育係）
⑦ 利用者支援事業 子育て家庭の身近な場所で、教育・保育・その他の子育て支援情報および必要に応じた相談・助言を行うと共に、関係機関との連絡調整等を行います。	子ども課 （子ども支援係） 住民福祉課 （保健予防係）

個別方針2 地域と子育て家庭とのつながりの強化

地域の人材や施設を活用し、子育て家庭への地域ぐるみによる支援を行います。また、保護者同士または保護者と地域住民との交流の機会をつくります。

内容	担当課
① 民生委員による赤ちゃん訪問 生後2～3ヶ月位の乳児のいる家庭を対象に、地域の民生児童委員による自宅訪問を行い、ファーストブックの配布や情報提供や相談支援を行います。	住民福祉課 （社会福祉係）

<p>② 子育て世代包括支援センター事業 母子保健を軸とした医療や保育サービス提供者等との情報共有・相互連携を行うネットワークを構築し、ワンストップの相談窓口を運営することで、子育て世代を包括的に支援します。</p>	<p>住民福祉課 (保健予防係) 子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>③ 地域子育て支援拠点事業 町内の子育て支援拠点である子育てひろば「AiAi」を運営し、相談や一時預かりなどの子育て支援サービスの実施、子育て家庭向けの講座やイベントの開催などを行います。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>④ 要保護児童対策地域協議会との連携 要保護児童対策地域協議会との情報共有・連携を強化し、経済的困窮や虐待などの問題が心配される子育て家庭の状況把握や適切な対応に努めます。</p>	<p>子ども課 (総務学校教育係)</p>
<p>⑤ 園庭開放事業 月曜日・金曜日の午前中を基本として、園庭を保護者同士の交流や未就園児の遊び場、保育園に慣れる機会の提供等のために開放します。併せて、利用促進のため、「広報ふじみ」による情報発信を行います。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>
<p>⑥ 未就園児交流事業 未就園の親子の交流の場を作ることで、友だちづくりのサポートや保育園に慣れる機会の提供を行います。併せて、利用促進のため、「広報ふじみ」による情報発信を行います。</p>	<p>子ども課 (子ども支援係)</p>

施策3 支援を必要とする家庭への支援

「家庭の子育て力向上と子育て家庭への支援の充実」の達成に向けて、個別の支援を必要とする家庭を対象に各々のケースに応じた支援を行い、それぞれの家庭が安心して子育てができる環境をつくります。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
児童発達支援事業利用者数	25人	40人	支援事業を周知し、その利用を促します。
教育支援員等配置	3人 (平成29年度)	4人	(総合計画の指標)

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	・ 支援を要する場合の、支援サービスの利用
➤ 保育サービス、児童保護機関等の関係の皆様	・ 各種支援制度の保護者への周知、案内 ・ 行政、母子保健・医療関係の皆様との情報共有を通じた、支援を要する家庭の制度利用促進
➤ 地域の皆様	・ 子育てに課題を抱え、支援を要する子育て家庭の早期発見

個別方針1 要支援・要保護児等への支援

支援や保護を要する子どもに対する個別の支援を行います。

内容	担当課
① 子ども家庭総合支援拠点事業 子育て世代包括支援センター事業との連携を図り、0歳から18歳までのすべての子どもとその家族および妊婦等を切れ目なく継続的に支援できるよう関係機関とネットワークを構築し、チームで支援する体制を運営します。	子ども課 (総務学校教育係)
② 要保護児童対策事業 0～18歳までの子どもを対象として、家庭・教育相談員を配置し、関係機関と連携した子育てに関する問題解決や児童保護事業を実施します。また、深刻な問題が発生する前の予防・意識啓発や、本事業の周知のための広報にも努めます。	子ども課 (総務学校教育係)

個別方針2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的負担を軽減すると共に、その制度を周知します。

内容	担当課
① 児童扶養手当 児童を養育している母子・父子家庭等を対象とした手当を支給し、家庭生活の安定と自立を支援します。児童が満18歳に到達する年度末まで支給します。	子ども課 (子ども支援係)
② 母子・父子家庭等福祉医療費給付金 母子・父子家庭等の父母と子を対象として、医療費の給付を行います。	住民福祉課 (社会福祉係)
③ ひとり親世帯等児童激励金支給 義務教育終了までのひとり親家庭の児童を対象に、年額15,000円を支給します。	子ども課 (子ども支援係)
④ 各種支援制度の周知と利用促進 ひとり親家庭を対象とした「母子・寡婦・父子福祉制度」の各種手当や給付金等についての周知と利用促進に努めます。	子ども課 (子ども支援係)

個別方針3 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが地域の中で健やかに暮らせるための支援を行うと共に、その支援制度の周知や、関係者間の連携強化による対象者の把握に努めます。

内容	担当課
<p>① 障がい児保育 特別な配慮によるサポートの可能な保育士等を配置し、集団保育が難しい障がい児が保育園で健常児と共に育つ環境づくりを支援します。併せて、こうした対応ができるよう保育士への研修を実施します。</p>	子ども課 (子ども支援係)
<p>② 児童発達支援事業 児童・生徒の発達支援のための通所による療育、訓練を支援すると共に、通所している保育園等への支援も行います。発達に問題を抱える子どもの増加に対応できるよう、制度の周知、町外事業所も含め利用環境を整備します。</p>	住民福祉課 (社会福祉係)
<p>③ 諏訪養護学校学童クラブ 諏訪養護学校に通う小学部第1学年から第6学年までの児童および中学部第1学年から第3学年までの生徒で、昼間保護者が就労等により家にいないまたは適切な保護を受けられない児童生徒の受け入れを行います(茅野市・原村との連携事業)。</p>	住民福祉課 (社会福祉係)
<p>④ 自立支援給付サービス 障がいのある子どもの自立支援のために、居宅介護、短期入所等のサービスを実施します。</p>	住民福祉課 (社会福祉係)
<p>⑤ 地域生活支援 一時的に家族以外の者の介護が必要となった心身障がい児を対象に、事業者等へ介護委託する日中一時支援事業、外出時の移動支援、日常生活用具の支給等を行います。</p>	住民福祉課 (社会福祉係)
<p>⑥ 障がいのある子どもへの経済的支援 障がいのある子どもを抱える家庭の負担軽減のために、各種の手当・給付金等による支援を行います(特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、重度心身障害児福祉年金、重度心身障害児福祉医療費給付金、重度障がい児家庭介護者慰労金等)。</p>	住民福祉課 (社会福祉係)

基本目標3 子どもの主体性を引き出す体験・教育の推進

「地域全体で寄り添い、子どもの“生きる力”を育むまち」の実現にむけて、子どもの人格形成に重要となる体験・教育の場を地域ぐるみで充実させ、自ら考え行動できる主体性ある人間としての成長を促します。

施策1 多様な体験機会の拡大

個別方針1 主体性を高める企画・参画型事業の充実

個別方針2 子どもの主体性ある活動を支援する環境づくり

施策2 地域と連携した魅力ある子育て・教育の推進

個別方針1 信州型コミュニティスクールの推進

個別方針2 地域の子育てネットワークの強化

施策1 多様な体験機会の拡大

「子どもの主体性を引き出す体験・教育の推進」の達成に向けて、町の豊かな自然環境を活かした多様な体験機会の提供を通じ、子どもが主体的に活動できる環境を充実させるための支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
児童・生徒の自己肯定感の有無	78.7% (平成29年度)	83%	児童・生徒の意識調査で把握します(総合計画の指標)。
「自然に触れる機会」のべ参加者数	77人/年	80人/年	多くの子どもに自然に触れる体験機会をつくることで、その主体性を引き出すことを目指します。

関係者に期待すること

➤ 子育て家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための体験や学びの場の積極的な利用 ・子どもが自ら考え、動くことのできるような主体性を育む家庭教育
➤ 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自ら考え、動くことのできるような主体性を育む教育カリキュラムの実施 ・各種の体験や学びの場をつくるにあたっての協力 ・子どもや保護者への情報提供、参加の呼びかけ
➤ 公民館、図書館等の子どもの居場所になる拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の体験や学びの場の提供
➤ 地域の皆様	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会やスポーツ少年団など、子どもの活動の場の運営に対する参画・協力

個別方針1 主体性を高める企画・参加型事業の充実

子ども向けの様々な企画・参加型事業を充実させることで、自然、文化、スポーツなど幅広い分野で多様な体験ができるよう支援します。

内容	担当課
① 自然に触れる機会の提供 主に小学校4年生から中学生を対象として季節に応じた自然の魅力を体験できるイベントを実施し、子どもにとっての町の自然に対する関心や理解を深め、青少年の健全な育成を支援します。	生涯学習課 (生涯学習係)
② 科学的思考を学ぶ機会の提供 遊びや創造的な体験を通じて科学的な考えを学べる教室を開き、子どもの科学的な発想や思考を育みます。	生涯学習課 (生涯学習係・ 図書館博物館係)
③ スポーツに親しむ機会の提供 各種のスポーツ教室、親子で参加できるスポーツイベント、種目別のスポーツ大会等を定期的で開催し、幅広い年代の子どもがスポーツに親しむ機会を充実させることで、健全な心身の育成を支援します。また、親子で参加しやすいプログラムの提供や家庭に持ち帰れるアドバイス等の工夫によって、こうした機会を家族間の触れ合いの機会としても活かせるよう努めます。	生涯学習課 (社会体育係)
④ 公民館、図書館での体験講座 公民館や図書館の企画による親子参加型の体験講座や教室等を定期的で開催し、子どもに多様な体験の機会を提供します。	生涯学習課 (図書館博物館係)
⑤ 伝統文化に触れる機会の提供 正月の書初め大会、縄文文化を学ぶ体験など、伝統文化に触れるイベントを子ども向けに開催します。また子ども育成会の活動を通じて、子どもが地元の祭りや行事を知り、これに参加する機会をつくります。	生涯学習課 (生涯学習係・ 文化財係)
⑥ 食文化を学ぶ教室の開催 子どもを対象に地域食材を使った郷土料理教室を開催し、調理実習を通じて町の食文化を学ぶ機会を提供します。	住民福祉課 (保健予防係)
⑦ 中学生海外研修事業 海外での生活体験を通して国際感覚を養い、将来を担う人材育成につなげるために、中学生のニュージーランド一般家庭へのホームステイ事業を毎年実施します。また研修を経験した生徒による発表等により、研修事業の成果の見える化や共有を行います。	生涯学習課 (生涯学習係)
⑧ 中学生平和教育推進事業 中学生を広島県へ派遣し、広島平和記念資料館等を見学して得たことを学校および町民に発表する場を設けることで、戦争の悲惨さや残酷さを知り、平和の大切さを学ぶ機会をつくります。	子ども課 (総務学校教育係)

個別方針2 子どもの主体性ある活動を支援する環境づくり

継続的に活動できる環境を整えることで、子どもが主体性ある活動ができるよう支援します。

内容	担当課
<p>① 集落子ども会の活動支援 各地区において小学生、中学生と一緒に活動する「子ども会」の活動を、事務局運営や財政面で支援します。</p>	<p>生涯学習課 (生涯学習係)</p>
<p>② スポーツ少年団の育成 サッカー、野球、バレーボール、陸上など各種スポーツ活動への支援や、講習等による指導者の能力向上によって、スポーツ少年団を育成します。団員数や指導者の確保、競技力の維持・向上を図ると共に、主体性、協調性、忍耐力、マナーなどの人間力向上の場としても機能するよう努めます。</p>	<p>生涯学習課 (社会体育係)</p>
<p>③ 子ども読書推進活動 小中学校での読み聞かせや、ボランティア団体と連携した図書館での読書イベント等を通じて、それぞれの発達段階に応じた豊かで楽しい読書体験ができる場を提供します。このことで、子どもたちの豊かな情緒教育を推進します。</p>	<p>生涯学習課 (図書館博物館係)</p>

施策2 地域と連携した魅力ある子育て・教育の推進

「子どもの主体性を引き出す体験・教育の推進」の達成に向けて、地域のつながりが強いという本町の子育て環境の強みを活かし、保育園・小学校・中学校等と連携した地域ぐるみでの魅力ある子育て・教育推進のための支援を実施します。

成果指標

指標名	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	説明
地域コミュニティスクール組織	0団体	5団体	旧小学校の4地区（富士見・本郷・落合・境）および中学校区のそれぞれで組織する想定です（総合計画の指標）。

関係者に期待すること

➤ 教育機関	・地域の様々な主体と連携した「信州型コミュニティスクール」の推進
➤ 放課後児童クラブ等、子どもの居場所になる拠点	・子どもの居場所の提供、見守りや声かけ ・学校と連携した教育の推進
➤ 地域の皆様	・子どもが生き活きと育ち・学べるように見守りや声かけ ・地域と学校が連携して学びや育ちの場をつくる取り組みへの参加、協力

個別方針1 信州型コミュニティスクールの推進

地域ぐるみで子どもに育ちや学びの場を提供できるよう、保護者、地域住民、各種の公共施設等と学校との連携を促します。

内容	担当課
<p>① 地域に根ざした教育内容の充実 学校と様々な地域主体との協働・連携を促進しながら、地域の文化・歴史・自然等への関心を引き出し、これを学ぶ、特色ある教育の推進に取り組みます。</p>	子ども課 (総務学校教育係)
<p>② 特別支援教育の充実 心身に障がいのある子どもの可能性を伸ばし、その自己実現を支援するため、本人および保護者のニーズに応じた適切な就学支援を行います。このために、支援員の配置によるきめ細やかな支援や、地域内外の教育機関と連携した障がいのある子どもの受け入れ支援等に取り組みます。</p>	子ども課 (総務学校教育係)
<p>③ フレンドリー教室 学校生活に適応できず不登校となっている小・中学校の児童・生徒を対象とした中間教室を開き、集団生活への適応指導、基礎学力の補充、生活習慣の改善指導等を行い、児童・生徒の学校生活への復帰や社会的自立を支援します。専門的教育相談員を設置し、学校とも密に情報共有・連携することで、様々なケースに対応できるよう努めます。</p>	子ども課 (総務学校教育係)
<p>④ 学校給食を通じた地産地消の推進 地元農家と連携し、学校給食に県内産・町内産の食材を積極的に使用することで、学校給食を通じた地産地消の推進に取り組みます。</p>	子ども課 (総務学校教育係)
<p>⑤ 子どもの教育・指導に関わる人材の育成 教職員の実践的指導力の向上を図るため、各種の研修や、専門家による指導を通じた授業内容改善を行います。また放課後児童クラブや子ども会、スポーツ教室などの子どもの指導員へ研修等を行いその能力向上を図ります。</p>	子ども課 (総務学校教育係)
<p>⑥ 施設・設備の整備・充実 充実した教育を提供できるよう、施設・設備の整備充実に努めます。また、特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、必要に応じて施設等の改修・整備を行います。</p>	子ども課 (総務学校教育係)
<p>⑦ 放課後の居場所づくり 地域の民間団体等との協働によって、公民館等の公共施設のスペースを放課後の子どもに開放し、子どもの居場所を確保します。併せて、こうした居場所で子どもの学習支援や読書・運動等の支援のできる地域人材を募り、地域が主体となって子どもに学びの場所を提供できるよう努めます。</p>	子ども課 (子ども支援係)

個別方針2 地域の子育て支援ネットワークの強化

学校や地域の様々な主体の連携を促すことで、地域全体で子どもの育ち・学びを見守ることのできるネットワークの維持・強化を支援します。

内容	担当課
① 地域連携、保・小・中連携の促進 保育園・小学校・中学校において、児童・生徒に対し切れ目のない教育を行えるよう、関係者による連絡会、現場訪問、ケース会議等を実施します。また学校と地域・保護者との連携を強化し、交流等、開かれた学校づくりに努めます。	子ども課 (総務学校教育係)
② 青少年健全育成事業 保護司会、民生児童委員、交通安全協会、学校等と連携し、非行防止や健全育成のための広報啓発、有害社会環境のチェック活動、あいさつ運動、インターネット被害対策等の活動を実施し、青少年の健全育成支援を行います。	生涯学習課 (生涯学習係)

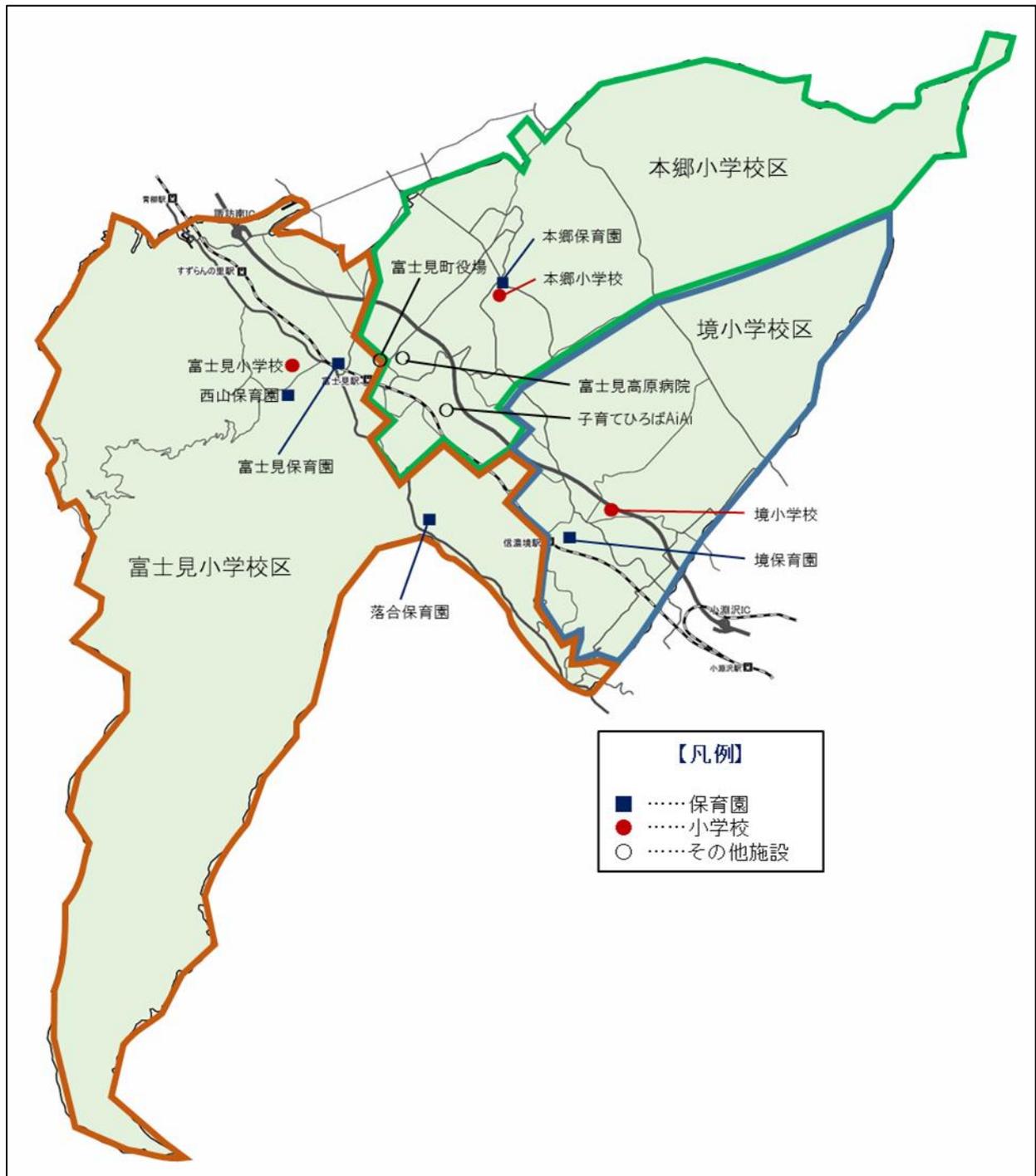
第5章 量の見込みと確保方策

1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。本町においては、下表のとおり設定します。

	量の見込みを算出する必要のある事業	対象児童年齢	区域
教育・保育	① 1号認定(幼稚園) 2号認定(教育の利用希望が強いもの)	年少～年長	町全域
	② 2号認定(保育所)	年少～年長	3区域
	③ 3号認定(保育所)	3歳未満児 (4月1日現在満年齢) (生後11ヵ月以上)	
地域 子ども・子育て 支援事業	① 利用者支援事業	新生児～小学6年生	町全域
	② 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 (事業量は0～2歳で算出)	
	③ 妊婦健康診査	—	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	0歳児	
	⑤ 養育支援訪問事業	—	
	⑥ 子育て短期支援事業	就学前児童	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	新生児～小学6年生	
	⑧ 一時預かり事業	就学前児童 (おおむね満1歳以上)	
	⑨ 延長保育事業	就学前児童	
	⑩ 病児・病後児保育事業	満6ヵ月～小学6年生	
	⑪ 放課後児童クラブ	小学生	3区域

教育・保育および放課後児童クラブについては、富士見小学校区、本郷小学校区、境小学校区の3区域ごとに提供します。



〈参 考〉

量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政地区別・性別・年齢別人口（令和元年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法を用いて本町の計画期間における子どもの人口を推計しました。

次ページ以降では、下表の人口に対応した量の見込みを設定しています。

	推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	81	80	77	76	73
1歳	71	82	80	78	76
2歳	89	72	82	81	79
3歳	78	90	72	83	82
4歳	106	79	90	73	83
5歳	109	106	79	91	73
0-5歳	535	508	482	481	465
6歳	121	109	107	80	91
7歳	108	117	110	108	80
8歳	121	104	113	110	108
9歳	113	117	101	110	111
10歳	113	110	113	97	106
11歳	131	110	106	110	94
6-11歳	708	668	651	614	590

2. 量の見込みと確保方策

(1) 施設型給付および地域型保育給付に係る事業の推進

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施
	利用できる保護者	制限無し
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、更に普及を図っていきます。	
地域型保育	施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。	

<富士見町の事業展開>

本町では、保育園5園(町立5園)が保育サービスを提供しています。

近年、3歳未満児の保育需要が増大しており、対応が急務となっています。

イ 量の見込みと確保方策

■ 1号認定(3~5歳の教育認定)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号				
	3-5歳				
量の見込み	14	14	14	14	14
確保方策	15	15	15	15	15

1号認定(教育標準時間認定)は、満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもが対象です。町内には幼稚園がないため、近隣市町村の私立幼稚園を利用することになります。ただし、保護者の申請により、町立保育園での特別利用保育(定員の範囲内において)の提供も実施していきます。

■ 2号認定（3～5歳の保育認定）および3号認定（0～2歳の保育認定）
【町全域（3区域の合計）】

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3号		2号												
	0歳	1-2歳	3-5歳												
量の見込み	9	53	270	8	53	256	8	60	227	8	63	233	8	64	226
確保方策	15	69	300	15	69	300	15	69	260	15	69	260	15	69	260

【富士見小学校区】

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3号		2号												
	0歳	1-2歳	3-5歳												
量の見込み	6	31	174	5	34	153	5	39	133	5	39	142	5	38	143
確保方策	9	42	180	9	42	180	9	42	150	9	42	150	9	42	150

【本郷小学校区】

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3号		2号												
	0歳	1-2歳	3-5歳												
量の見込み	2	16	62	2	12	72	2	13	65	2	15	61	2	17	53
確保方策	3	18	80	3	18	80	3	18	70	3	18	70	3	18	70

【境小学校区】

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3号		2号												
	0歳	1-2歳	3-5歳												
量の見込み	1	6	34	1	7	31	1	8	29	1	9	30	1	9	30
確保方策	3	9	40	3	9	40	3	9	40	3	9	40	3	9	40

2号認定（保育認定）は、満3歳以上の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっているため、既存施設において保育サービスを提供していきます。また、担い手である保育士を確保し、保育の質の向上に努めます。

3号認定（保育認定）は、満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みは既存施設で対応可能な範囲ですが、対応可能人数の上限に近い状況もあり、今後も各施設間が連携し、地区を越えて互いにカバーし合う弾力的な運営を行うことによって、待機児童の発生を防ぎます。また、町内全体として適正な保育士の配置に努めるとともに、未満児保育室の整備等、受入環境を改善する方法についての検討も進めます。

(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項

ア 認定こども園の普及に係る考え方

就学前の子どもに関する教育・保育ニーズは多様化しており、保護者の希望に応じて教育・保育の一体的サービスを提供する「認定こども園」は重要な取り組みと考えられます。本町には幼稚園がないことから、幼児の教育ニーズに対応する受け皿を町内に確保するという意味では「認定こども園」の意義は大きいものがあります。

現在、町内の認可外保育施設が「認定こども園」への移行について検討中であり、今後はこうした動きや地域の子育て家庭のニーズ等を踏まえながら、町立保育園のあり方も含めた検討・調整を進め、教育・保育の一体的な提供ができる基盤づくりに努めます。

イ 質の高い幼児期の教育・保育と地域の子育て支援

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、互いに関係しあっています。本町では、子どもの発達段階に応じて教育・保育の質を担保できるよう、保育士をはじめ必要な人材確保に努めると共に、必要な連携を促します。

具体的には、乳幼児から就学児に至るまで子育て家庭と接触する機会を豊富に設け、その相談に応じる体制をつくることで、虐待をはじめとする問題の早期発見や、特別な支援が必要な子どもが円滑に適切な教育・保育を利用できるよう図ります。

また、発達の遅れや虐待、不登校などの問題にあたっては、教育相談員をはじめとする専門的な知見を有するスタッフが支援にあたり、保育園・小学校等とも連携しながら様々なケースに対応できるよう努めます。

ウ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

本町では、保育園・小学校・中学校において児童・生徒に対し切れ目のない教育を行えるよう、関係者による連絡会や現場訪問等を実施し、その連携強化に努めます。

エ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

子どもおよびその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<富士見町の事業展開>

富士見町では、子育てひろば「AiAi」に支援員を2名配置して、利用者支援事業（基本型）を実施しています。

令和3年度からは、富士見町保健センターで利用者支援事業（母子保健型）を実施し基本型と連携を取りながら子育て支援を推進します。

イ 量の見込みと確保方策

「子育て世代包括支援センター」機能を新設することで、支援を充実させていきます。

②地域子育て支援拠点事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

子育てひろば「AiAi」にて事業を実施します。

実施施設

施設名	所在地	対象
子育てひろば「AiAi」	乙事 1230	未就学児

イ 量の見込みと確保方策

単位：人回／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	573	569	565	561	557
確保方策	600	600	600	600	600

地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

③妊婦一般健康診査

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<富士見町の事業展開>

すべての妊婦を対象に妊婦一般健康診査事業を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80	79	77	74	72
確保方策	90	90	90	90	90

妊婦健康診査に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

④乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

保健師による全戸訪問を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	81	80	77	76	73
確保方策	90	90	90	90	90

乳児家庭全戸訪問事業に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

⑤養育支援訪問事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<富士見町の事業展開>

養育支援が必要な家庭については各担当課と連携し相談に応じながら支援方法を検討します。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

保健師が、養育支援訪問事業を継続的に実施していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

社会福祉法人が施設を開設することを予定しています。

イ 量の見込みと確保方策

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8

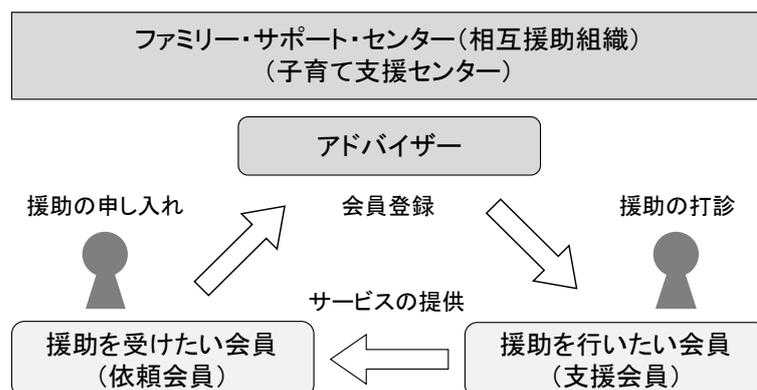
開所予定の施設を諏訪6市町村で共同利用していくことで対応することを想定します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



実施施設

施設名	所在地	対象
富士見町役場 子ども課 子ども支援係	落合10777	0歳～小学6年生

<富士見町の事業展開>

個人利用と学校行事等での集団託児を今後も実施していきます。

イ 量の見込みと確保方策

単位: 人日/年

	区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	量の見込み	92	93	93	93	93
	確保方策	100	100	100	100	100
未就学	量の見込み	85	85	85	85	85
	確保方策	90	90	90	90	90
小学生	量の見込み	7	8	8	8	8
	確保方策	10	10	10	10	10

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。支援会員の拡大や支援会員同士の情報交換、講習会などによって運営の安定化や質の向上を図ると共に、広報や利用のしくみの改善等により、さらなる利用促進を図っていきます。

⑧一時預かり事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

(i) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり

利用が見込まれる場合は、在園している幼稚園での利用となります。

(ii) 定期的な一時預かり

町立保育園すべてにおいて、一時預かりを実施します。

実施施設

施設名	所在地	対象	利用時間
西山保育園	富士見 7507-3	11か月以上の未就学児	平日 8:00～16:00 (長時間可)
富士見保育園	富士見 4654		平日 8:30～16:00 土曜 8:30～18:00 (長時間可)
本郷保育園	立沢 5116-2		平日 8:30～16:00 (長時間可)
落合保育園	落合 6203		平日 8:30～16:00 (長時間可)
境保育園	境 7740-2		平日 8:30～16:00 (長時間可)

イ 量の見込みと確保方策

(i) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり

町内には幼稚園が開設されていないため、量の見込みはありません。

(ii) 定期的な一時預かり

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	356	343	353	346	335
確保方策	400	400	400	400	400

一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

⑨時間外保育事業（長時間保育事業）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日および時間において保育を実施する事業です。

<富士見町の事業展開>

すべての町立保育園で受け入れをしています。開所時間は、18時45分までとします。

実施施設

保育園名(町立)	所在地	開所時間
西山保育園	富士見 7507-3	平日 7:30~18:45
富士見保育園	富士見 4654	平日 7:30~18:45 土曜日7:30~18:00
本郷保育園	立沢 5116-2	平日 7:30~18:45
落合保育園	落合 6203	平日 7:30~18:45
境保育園	境 7740-2	平日 7:30~18:45

イ 量の見込みと確保方策

単位:人/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	125	118	112	112	109
確保方策	130	130	130	130	130

保育園在園者に対する事業提供となるため、量の見込みは対応できる規模となっています。

⑩病児・病後児保育事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

<富士見町の事業展開>

病児・病後児保育は富士見高原病院で受入れを行います。

実施施設

施設名	所在地	対象
富士見高原病院	落合 11100	生後6ヶ月～小学6年生

イ 量の見込みと確保方策

単位:人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	208	214	220	226	232
確保方策	250	250	250	250	250

病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。引き続き、利用定員を4名と設定し事業を運営します。

⑪放課後児童健全育成事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

小学校に就学している児童の中で、保護者が労働等により昼間家庭にいないという状況にある児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<富士見町の事業展開>

すべての小学校において実施します

実施施設

クラブ名	所在地	施設形態
富士見小学校 児童クラブ	富士見 2882	富士見小学校内に設置
境小学校 児童クラブ	境 8941	境小学校内に設置
本郷小学校 児童クラブ	立沢 5050	本郷小学校内に設置

イ 量の見込みと確保方策

■ 3 施設計

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	160	151	148	138	132
確保方策	230	230	230	230	230

■ 富士見

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	93	90	91	84	82
確保方策	110	110	110	110	110

■ 本郷

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45	40	38	36	34
確保方策	80	80	80	80	80

■ 境

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22	21	20	18	16
確保方策	40	40	40	40	40

現状の体制で対応できる規模ですが、近年の利用者数の増加によって施設の狭隘化が進んでいるため、今後は地域の民間団体等との協働によって「放課後の居場所づくり」事業を進め、利用者の分散化を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画推進体制

本計画の推進に当たっては、子育て世帯や関係機関など広く住民への周知に努めます。

町役場においては、子ども・子育て会議の意見を参考に、関係部課が連携して全庁的に取り組み、国や長野県との連携も密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

また、次代を担う子ども自身から高齢者まで、幅広い住民の積極的な参加意識の高揚を図り、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携し、「自助」、「共助」、「公助」の融合を図って、子育て支援を推進します。

2. 計画の進捗管理

(1) 進捗管理の考え方

成果の最大化を図り、計画の実効性を高めるためには、目標の達成に事業が効果的に寄与しているかどうかを定期的に確認し、より成果をあげられるように事業を評価・改善していく形での進捗管理が不可欠といえます。

そこで本町では、毎年定期的に開催している「子ども・子育て会議」を活用し、子ども・子育てに関わる委員の客観的視点をもとに計画の進捗管理を行います。

また本町では、同様の観点から町の総合計画を定期的に評価・改善していく予定であり、この流れに合わせることで効率的に進捗管理を進めます。

(2) 進捗管理の方法

基本目標・施策ごとの達成状況については、毎年開催する子ども・子育て会議において、定められた成果指標を確認しながら、進捗の思わしくない事業の改善等についての意見を交換し、翌年度の事業改善につなげます。従って開催時期は、次年度の実施計画作成に合わせた10月頃を目処とします。

また5年後には、本計画全体の実現状況を評価し、次期の計画策定に反映させます。これは計画見直し年度の上半期に実施します。

資料編

富士見町子ども・子育て支援に関する調査の概要

(1) 調査の方法

本調査は、富士見町在住で、0歳～小学校3年生の子どものいる保護者を対象としました。その際、小学校に就学する前の児童と、小学生では利用できる事業が異なるため、別々に調査票を作成し、配布しました。調査の概要を以下に示します。

	就学前児童	小学生
調査対象者	0～5歳児の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼	小学校1～3年生の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼
対象世帯数	482世帯（全数調査）	182世帯（全数調査）
配布・回収方法	郵送調査	
実施期間	2019年1/12（土）～31（木）	
調査項目	①保護者の属性 ②お子さまとご家族の状況 ③子どもの育ちをめぐる環境 ④保護者の就労状況 ⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ⑥地域の子育て支援事業の利用状況 ⑦土日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望 ⑧お子さまが病気の際の対応 ⑨不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 ⑩小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪育児休業など職場の両立支援制度 ⑫町の子育て環境や支援への満足度	①保護者の属性 ②お子さまとご家族の状況 ③子どもの育ちをめぐる環境 ④保護者の就労状況 ⑤お子さまが病気の際の対応 ⑥不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 ⑦放課後の過ごし方 ⑧町の子育て環境や支援への満足度

※対象世帯については、回答者の負担に配慮し、就学前児童と小学生の子どもの双方がいる世帯には利用できるサービスが多い就学前児童用の調査票に回答していただいた。

(2) 調査票回収結果

就学前児童と小学生の調査票回収状況を以下に示します。

	就学前児童	小学生
配布数	482件	182件
回収数	287件	89件
回収率	59.5%	48.9%

(3) その他

図表中の割合の合計は、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、合計値が100%にならない場合があります。